

3 管理執行通知等

- (1) 参議院議員通常選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の規制について（通知）

選管第247号
平成13年1月10日
自由民主党鳥取県支部連合会 様
社会民主党鳥取県連合 様
日本共産党鳥取県委員会 様
民主党鳥取県総支部連合会 様
公明党鳥取県本部 様
鳥取県石井道子薬剤師後援会 様
鳥取県防衛を支える会（田村秀昭後援団体） 様
鳥取県藤井基之薬剤師後援会 様
常田たかよし後援会 様
鳥取県常田たかよし薬剤師後援会 様
税理士による常田享詳後援会 様
市谷とも子後援会 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）及び後援団体の政治活動のために使用される文書図画の掲示については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第16項から第19項の規定により規制が設けられておりますが、参議院議員通常選挙にあっては、参議院議員の任期満了の日の6月前の日から当該通常選挙の期日（以下「選挙期日」という。）までの間は、規制が強化されます。

今回任期満了となる現任の参議院議員の任期満了は、平成13年7月22日であります。したがって、その「任期満了の日の6月前の日」に当たる日とは1月22日であり、同日から当該選挙期日まで政治活動用文書図画の掲示について下記のとおり規制されますので、御留意ください。

記

- 1 平成13年7月22日に任期の満了する参議院議員通常選挙に立候補しようとする者（現在、参議院議員の職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当するものとみなされること。
- 2 公職の候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画を掲示する行為についても、上記1と同様であること。
- 3 次の文書図画を掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当するとみなされないものであること。
 - (1) 立札及び看板の類については、次に掲げる総数の範囲内で、かつ、公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り掲示されるもの。（縦横それぞれ150 cm、40 cm以内で、選挙管理委員会（中央選挙管理会）が交付する証票を貼り付けたものに限る。）

・参議院比例代表選出議員	公職の候補者等	100
	当該後援団体	150
・参議院選挙区選出議員	公職の候補者等	12
	当該後援団体	18
 - (2) 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場で当該演説会等の開催中使用されるもの。
 - (3) 法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により、選挙運動期間中に使用することができるもの。

選管第 8 号

関係後援団体の代表者 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

したがって、その「任期満了の日前 90 日に当たる日」とは 4 月 23 日であり、同日から後援団体に関する寄附等の規制が下記のとおり強化されますので、御留意ください。

記

1 平成13年7月22日に任期の満了する参議院議員通常選挙に立候補しようとする者(現在、参議院議員の職にある者を含む。)(以下記第1において「公職の候補者等」という。)の政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの(以下「後援団体」という。)は、当該選挙区内にあるものに対し、いかなる名義をもってするを問わず、その団体の設立目的により行なう行事又は事業に関し寄附をしてはならないこと。

- 2 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う行事において、平成 13 年 4 月 23 日から選挙期日までの間、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならないこと。
- 3 公職の候補者等は、平成 13 年 4 月 23 日から選挙期日までの間、当該公職の候補者等に係る後援団体に対し、寄附をしてはならないこと。ただし、資金管理団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定により届出された公職の候補者が代表者である政治団体）に対する寄附は除かれること。

なお、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために、その選挙区内で行う講習会その他政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附についても禁止されるので留意すること。

(3) 書簡文等

ア 書簡文

各市町村選挙管理委員会委員長 様

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成13年7月22日任期満了に伴う第19回参議院議員通常選挙は、現在開会中の国会日程から想定すれば国会閉会の日から24日以後30日以内に執行される（公職選挙法第32条）こととなります。

貴委員会におかれましても、国政の情勢・動向に十分ご留意をいただき、早急に選挙事務執行体制を確立され、投票所及びポスター掲示場の設置場所等の確保を図り、選挙の管理執行が円滑に行われますよう下記事項などに格別のご配慮をお願いします。

平成13年5月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長

記

1 参議院議員通常選挙の制度の周知

今回の選挙は、昨年11月の公職選挙法の一部改正により導入された非拘束名簿式比例代表制により実施される初めての選挙であることから、この新制度の周知を図ること。

また、参議院議員通常選挙の選挙の名称及び投票方法は次のとおりであるので、選挙人に対して周知を図ること。特に、参議院比例代表選出議員選挙の投票方法が変わったので、新制度での投票方法の周知を徹底すること。

選挙の名称	投票の方法
参議院比例代表選出議員選挙 (略称：参議院比例代表選挙)	候補者氏名又は政党名を記入
参議院鳥取県選挙区選出議員選挙 (略称：参議院選挙区選挙)	候補者個人名を記入

さらに、非拘束名簿式比例代表制の導入によって、参議院比例代表選挙における当選人の決定方法が変わったこと及び参議院比例代表選挙における候補者の選挙運動が認められたことについても周知を図ること。

2 投票用紙の様式

投票用紙の様式は、次のとおり定める予定であること。

(1) 用紙及び文字の色

区 分	用紙の色	文字の色
参議院比例代表選出議員選挙	白 色	赤 色
参議院鳥取県選挙区選出議員選挙	薄 い 黄 色	黒 色

(2) 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とすること。

3 選挙人名簿の登録

参議院議員通常選挙の選挙時登録の基準日等については、次のとおり定める予定であること。

(1) 被登録資格の決定の基準となる日（登録基準日）

公示日の前日

ただし、年齢については、選挙期日

(2) 登録を行う日（登録日）

公示日の前日

4 ポスター掲示場

(1) ポスター掲示場の区画数は、参議院鳥取県選挙区選出議員選挙については、「8」と定める予定であること。

(2) ポスター掲示場を設置する予定の場所をあらかじめ実地に調査し、設置することが実際に可能かどうか、その状況を的確に把握しておくこと。

(3) 業者の選定に当たっては、材料の仕入れ、ポスター掲示場の作成及び設置方法について十分に承知させておくこと。

特にポスター掲示場の区画番号は、一連番号を付すことになっているので留意すること。

(4) ポスター掲示場の体裁は、別途通知すること。

(5) ポスター掲示場の総数を法定数から減ずる場合は、別途通知するところにより県の選挙管理委員会との協議が必要であること。

5 直接請求又は解職請求等の署名の禁止

参議院議員の任期が平成13年7月22日満了になることに伴い、平成13年5月23

日から参議院議員通常選挙の期日までの間、鳥取県の区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職等の請求のための署名を求めることができなくなること。

6 在外投票

参議院議員の任期が平成13年7月22日満了になることに伴い、郵便による在外投票の投票用紙及び投票用封筒の請求をした在外選挙人に対し、平成13年5月23日以後直ちにこれらを発送しなければならないこととなること。

7 その他

- (1) 無効投票を少なくするため、投票用紙の交付及び投票記載台を比例代表選挙と選挙区選挙で区分し、投票方法について有権者に十分周知しておくとともに、投票箱の確保についても配慮しておくこと。
- (2) 公職選挙法の改正により、昨年の衆議院議員総選挙から実施された在外投票制度や洋上投票制度、さらに前回の参議院議員通常選挙から実施された投票時間の2時間延長や不在者投票要件の緩和等について引き続き周知を図ること。
- (3) 当面の会議等の日程は次のとおりであること。

会 議 等 名	日 時	場 所
投開票オンラインシステム説明会	5月8日（火）午後1時30分	県庁講堂
市町村選管委員長・書記長会議	5月24日（木）午後1時30分	県庁講堂
投開票オンラインシステム操作説明会	5月28日（月）午後1時00分	NTT鳥取支店 （鳥取市湯所町）
明るい参議院議員選挙推進大会	6月13日（水）午前10時30分	県庁講堂
市町村選挙事務担当者会議	6月29日（金）午後1時30分	県庁講堂

イ 第19回参議院議員通常選挙の執行について（通知）

事務連絡

平成13年6月29日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様
鳥取県選挙管理委員会事務局長

本日（6月29日）、第151回国会が閉会しました。これにより第19回参議院議員通常選挙は、公職選挙法第32条第2項の規定により国会閉会の日から24日以後30日以内に執行されることとなり、当該期間は7月23日から同月29日となります。

また、選挙期日については、通常、日曜日であることが想定されることから、当該期間中の日曜日は7月29日のみであり、同日が選挙期日となることが見込まれます。

なお、選挙期日等の閣議決定については、情報が入り次第お知らせすることとしております。

ウ 市町村選挙管理委員会伝達事項

平成13年6月29日

各市町村選挙管理委員会書記長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

本日開催の閣議により、第19回参議院議員通常選挙は、7月12日（木）に公示され、7月29日（日）に執行されることとなりました。

したがって、選挙人名簿登録基準日及び登録日は、公示日の前日の7月11日（水）です。

また、投票用紙の様式、ポスター掲示場の体裁及び投・開票の順序は、平成13年5月24日付選管第35号通知のとおりであります。

なお、この伝達事項を受理された際には、到着を確認した旨の電話を折り返しいただきますようお願いいたします。

(4) 参議院議員通常選挙における便宜供与について (依頼)

選管第23号
平成13年5月11日

鳥取県各部長 様
鳥取県企業局長 様
鳥取県出納局長 様
鳥取県病院局長 様
鳥取県教育委員会教育長 様
鳥取県警察本部長 様
中国財務局鳥取財務事務所長 様
鳥取森林管理署長 様
倉吉森林管理センター長 様
国土交通省中国地方整備局 鳥取工事事務所長 様
国土交通省中国地方整備局 倉吉工事事務所長 様
西日本旅客鉄道株式会社 米子支社長 様
智頭急行株式会社社長 様
若桜鉄道株式会社社長 様
西日本電信電話株式会社 鳥取支店長 様
鳥取中央郵便局長 様
各市町村長 様
各市町村教育委員会教育長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長 様

各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、来る平成13年7月22日任期満了によります第19回参議院議員通常選挙の執行が近く予定されているところであります。

ついては、この選挙の執行に当たりまして、下記事項について、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）及び候補者から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別の御協力と御配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関に対しても、この旨ご指導をいただきますよう併せてお願いします。

記

1 投票所及び開票所

投票所及び開票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とする市町村が多いものと思われます。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日における各種行事の開催等について調整していただく等の御配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来すことがないようにお願いします。

2 ポスター掲示場

市町村委員会は、参議院議員通常選挙のうち鳥取県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）の各候補者の人物などを有権者に周知させるため、法第144条の2の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされておりますが、その設置場所の確保については、従来、苦慮しているところであります。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、設置場所の提供について、格別の御配慮をお願いします。

3 公営施設使用の個人演説会

選挙区選挙の候補者及び比例代表選出議員選挙の参議院名簿に記載されている候補者は、自己の政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会を開催することができますこととされております。

ついては、候補者から市町村委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会の開催申出があった場合は、この個人演説会が開催できるよう御配慮をお願いします。

なお、公営施設を使用して個人演説会ができる期間は、選挙期日の公示日の翌々日から選挙期日の前日までとなります。

(5) 参議院議員通常選挙の管理執行について（通知）

選管第35号

平成13年5月24日

各市町村選挙管理委員会委員長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行される第19回参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）の管理執行に万全を期するため、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）におかれては、下記事項に御留意されるとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務体制の確立を図り、周到な計画の基に事務処理に当たられるようお願いいたします。

また、前回の参議院議員通常選挙の後、参議院比例代表選出議員選挙への非拘束名簿式比例代表制の導入、参議院議員の定数削減、在外選挙制度及び洋上投票制度の創設等の改正が行われておりますので、これらの制度の取扱いに注意してください。

記

第1 一般的事項

- 1 今回の参議院選挙の執行に当たっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）、公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。）、鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「運規」という。）等に留意し、これらの改正状況に注意すること。
- 2 投票所、開票所等における選挙の名称の表示に当たっては、次によること。
「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙」
「参議院比例代表選出議員選挙」
- 3 市町村委員会の書記その他選挙事務に従事する職員の指揮監督を厳正にし、これらの者に対し適宜説明会等を開催して、法令に基づく正確な事務処理を習熟させ、いやしくも法令に違反したり、部外者に疑惑を抱かせることのないよう最善の努力を払われたいこと。
- 4 選挙事務の執行に際し、異常事態が発生したときは、事務従事者は、市町村委員会に、市町村委員会は県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に速やかに連絡してその指示を受け、事故を拡大させることのないよう関係者に周知徹底を図ること。
- 5 選挙事務従事者に対しては、その職が常勤又は非常勤にかかわらず身分上の地位と職務権限とを明らかにできるよう措置しておくこと。

第2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿

1 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の整備

- (1) 選挙時における選挙人名簿の登録事務は、短期間に処理する必要があるため、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに既に年齢満19年に達した者の調査及び整理については、なお一層配慮し、脱漏、誤載等が生じないよう十分留意すること。
- (2) 選挙時登録後の選挙人名簿についても、予定選挙期日（以下「選挙期日」という。）の前日までに死亡した者及び誤載者等の抹消並びに住所移転者等の表示を行い、その整備に努めること。特に住所移転者については、選挙期日の前日までに住所移転後4ヵ月が経過する者を他の住所移転者と区別しておき、4ヵ月が経過した者については、漏れなく抹消すること。
- (3) 在外選挙人名簿の登録は、随時市町村委員会において行っているところであるが、在外選挙人に選挙権行使の機会を与えるため、市町村委員会を適宜開き、在外選挙人の名簿登録に努めるようにすること。

2 選挙時登録等

- (1) 選挙時登録の基準日等は、次のとおり決定される予定であること。
・登録基準日（公示日の前日）
（ただし、年齢については、選挙期日現在）

・登録日 (公示日の前日)

この場合において、公示日から選挙期日までの間に満20年に達する者については、登録日に登録することとなるが、その者に係る住所要件は登録基準日を基準とするものであるから、登録基準日において当該市町村に3月以上住所を有していることを要すること。

したがって、これにより登録された者は、満20年に達しない日においても不在者投票ができるものであること。

(2) 縦覧期間は、選挙人名簿と在外選挙人名簿とは異なるので注意すること。

・選挙人名簿 : (公示日から2日間)

・在外選挙人名簿 : (公示日から5日間)

(3) 市町村委員会は、法第23条第2項及び法第30条の7第2項の規定により、選挙人名簿の縦覧場所を縦覧開始の日(公示日)前3日までに告示すること。

(4) 学生等で住所の認定について疑義の生じた場合は、必ず実情を調査の上、実態に合った登録を行うこと。

3 登録の移替え

市町村委員会が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしない(選挙の期日後に延期する)ことができる期間は、政令第17条の規定により、任期満了前60日(5月23日)から選挙期日までであること。

この場合、期間の設定に当たっては、管理執行上の要請と選挙人の便宜等とを比較衡量して定めるとともに、その期間を定めたときは、その旨を告示その他の方法によって選挙人に周知するよう措置すること。

4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市町村長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

5 選挙人名簿登録者数及び選挙当日有権者数の報告

選挙人名簿登録者数及び選挙当日有権者数の報告については、平成13年5月24日付選管第43号(以下「各種報告等通知」という。)に定めるところにより行うこと。

第3 投票

1 投票方法

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙(以下「選挙区選挙」という。)の投票用紙には「候補者名」を、また参議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選挙」という。)の投票用紙には「参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」を記載しなければならないので、有権者がこれを誤ったり、混同したりすることがないように周知するとともに、投票所における説明及び案内に特に配慮すること。

2 投票用紙等

(1) 無効投票の減少及び開票事務の促進を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色は、それぞれ次のとおりとし、これに押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印(刷込み式)とすること。

ただし、在外選挙用投票用紙は、総務省において作成するため、これに押されている印は、中央選挙管理会の印であること。

区 分	用紙の色	文字の色
参議院鳥取県選挙区選出議員選挙	薄い黄色	黒 色
参議院比例代表選出議員選挙	白 色	赤 色

(2) 仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とすること。

(3) 投票用紙は第1回物資輸送(7月5日)で送付するので、その管理及び受け払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生ずることがないように、保管者及び保管場所の選定、交付簿の整備等について、十分留意すること。

3 投票の順序等

(1) 投票の順序は、選挙区選挙を先にし、比例代表選挙を後に行うこと。

- (2) 投票用紙の交付に当たっては、他の選挙の投票用紙を誤って交付するような単純な過誤がないよう確認を怠らないよう留意するとともに、有権者一人一人に「この投票は選挙区選挙です。候補者の個人名を記載してください。」「この投票は比例代表選挙です。参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載してください。」というような適切な指示を与えること。

4 投票所の設備等

- (1) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の室には設けないようにすること。

また、投票所内はもとより、投票所への進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子使用者等の安全を確保すること。

- (2) 投票所の設備は必ず選挙期日の前日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第17条の規定に準じて適正に配置すること。

- (3) 投票用紙の交付及び投票の記載は、選挙区選挙と比例代表選挙で、それぞれ分けて行うことができるようにすること。

特に、投票記載所の近くの適当な場所に、「この投票は選挙区選挙です。候補者の個人名を記載してください。」「この投票は比例代表選挙です。参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載してください。」というような表示を行うこと。

- (4) 投票記載所については、有権者の投票の秘密が保持できるように十分配慮すること。

- (5) 投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に、選挙区選挙については、公職の候補者の氏名及び党派別を、比例代表選挙については、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名を掲示しなければならないが、その掲示に当たっては、内容に誤りがないよう十分留意するとともに、破損、汚損等が生じたときは速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。

なお、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示については、投票所内の適当な箇所に選挙人が見易い大きさとで掲示を行うほか、できる限り投票を記載する場所にも掲示するなど、選挙人が投票を行う際に参議院名簿登載者の氏名を見易いよう工夫に努めること。

比例代表選挙の政党等名称等掲示は、第4回物資輸送（7月24日）で送付するが、選挙区選挙の候補者氏名表を選規第67条の規定により作成する際用紙の色は、薄い黄色とすること。

- (6) 投票箱は、可能な限り、選挙区選挙と比例代表選挙とを区別して設置し、それぞれの投票箱の表面に当該選挙名を表示すること。ただし、両選挙を通じて使用する場合は、投票箱の表面には、両選挙の表示が必要であること。

- (7) 投票区の増設については、平成13年5月8日付選管第20号で通知したところであり、積極的な措置を講ずること。

5 投票管理者及び投票立会人の選任

- (1) 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の投票管理者及び投票立会人を兼ねさせることができること。

- (2) 選任に当たっては、政治的に中立の者及び候補者と関係のない者を選任するとともに、有権者が身近な選挙であることを感じ、明るい雰囲気できれいに投票できるようにするため、従来の慣例に固執することなく、積極的に女性や青年からも選任するよう努めること。

なお、投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下を選任するものであること。

6 投票所の開閉時刻の届出

投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等を言うものである。

これについては、単に選挙人の投票に支障をきたさないといった消極的動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るため必要があるという積極的動機からも、投票時間の繰上げ又は繰下げを行うこと。

なお、投票所の開閉時刻の繰上げ又は繰下げを行った場合には、県委員会に届け出ること。

投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げたときは、直ちにその旨を告示するとともに、その投票所の投票管理者に通知し、その投票区の選挙人への周知を徹底すること。

7 投票事務の取扱い

その他の投票事務の取扱いは、別途送付の「投票事務取扱要領」により実施すること。

8 代理投票

代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続は法令の定めるところにより、いささかの間違いもないことを期し、特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことは絶対にないようにすること。

9 不在者投票

(1) 不在者投票制度の周知等

ア 不在者投票制度の活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるように、その仕組み、方法等について広報紙、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。

また、不在者投票事由の緩和及び投票時間の延長により不在者投票がしやすくなったことについても、併せて周知徹底を図ること。

イ 特に、身体に重度の障害がある選挙人のための郵便による不在者投票制度についても、周知徹底を図るとともに、投票用紙等の早期請求と適期の投票を指導すること。

また、今回の選挙が行われる前に郵便投票証明書の有効期限が満了するものについても、その更新手続等について周知、指導等を行うこと。

なお、郵便投票証明書の有効期限は、交付の日から7年間（平成10年6月1日より前に発行されているものは、4年間）であること。

(2) 不在者投票の管理執行

最近、不在者投票が増加する反面、その管理執行をめぐる争訟事件も増加する傾向が見られるので、その管理執行に当たっては、特に次の事項に留意して万全を期すること。

ア 一般の不在者投票（法第49条第1項）

（ア）選挙人が、選挙の当日、法第49条第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。

（イ）不在者投票を行う場合は、必ず選挙権を有する者の立会いが必要であること。

この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることができないので留意すること。

イ 郵便による不在者投票（法第49条第2項）

（ア）新たに郵便投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

（イ）身体に重度の障害のある選挙人は、選挙期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名した文書により、かつ、郵便投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないこと。

（ウ）市町村委員会の委員長は、その請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照して、法第49条第2項に規定する選挙人に該当すると認めたときは、直ちに投票用紙等を当該選挙人に必ず郵便をもって発送しなければならないこと。

(3) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、選挙期日の公示日（以下「公示日」という。）から選挙期日の前日までであること。なお、郵便による不在者投票の投票用紙の請求は、選挙期日前4日までにしなければならないこと。

(4) 投票用紙等の交付

公示日前に郵便等で投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、公示日以降直ちに交付（郵便をもって発送するときは、公示日前において市町村委員会の定める日以後直ちに発送）すること。

(5) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所の告示は、選規第24条の規定により、公示日に行うこと。

(6) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、不在者投票管理者である市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、比例代表選挙については参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名を、選挙区選挙については候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならないので、遺漏、誤り等のないよう留意すること。

特に、参議院名簿届出政党等の掲載の順序の誤りや参議院名簿登載者の掲載の遺漏などがないように万全を期すること。

なお、掲載順序については、比例代表選挙にあつては県委員会が、選挙区選挙にあつては市

町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

10 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚に障害のある選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。

11 在外投票

在外選挙における帰国投票（法第49条の2第3項）は、市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において実施することとされているので、役場内の会議室等において行われることとなること。

具体的には、不在者投票と帰国投票の投票期間及び投票時間が同じであることから、多くの市町村においては不在者投票の投票記載場所を帰国投票の実施場所とかねて用いられることになるとと思われる。その際、帰国投票を行う場所においては、帰国投票記載場所である旨の表示を行うとともに、事務手続きにおいて不在者投票と帰国投票との混同がないように留意すること。

(1) 帰国投票をすることのできる人

在外選挙人名簿に登録されているすべての選挙人。ただし、帰国して日本国内において選挙人名簿に登録された者は除かれること。

(2) 帰国投票のできる期間

公示日から選挙期日の前日まで

(3) 投票用紙等の交付期間

公示日から選挙期日の前日まで

(4) 帰国投票の事務取扱場所

帰国投票の事務取扱場所の告示は、選規第24条の規定により、公示日に行うこと。

(5) 在外選挙における郵便投票（法第49条の2第2項）の投票用紙等の請求は、選挙期日前4日までにすることとなっているので、それ以降の請求については、投票用紙等を送付しないものであること。

なお、郵便投票の投票用紙等の請求については、郵送に日数を要するため公示前の請求を認めており、請求があった場合、任期満了の60日前（5月23日）から投票用紙等を発送できるものであること。

第4 開 票

1 開票の順序等

開票は即日開票とし、その順序は選挙区選挙を先に行い、比例代表選挙を後に行うこと。

2 開票管理者及び開票立会人の選任

(1) 開票管理者は、選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の開票管理者を兼ねさせることができること。

(2) 開票立会人に関する法第62条の規定は、それぞれの選挙について適用されるため、人数の制限のくじ及び政党の制限のくじは各選挙ごとに行う必要があるほか、開票の立会人も別々に行うべきものであるため、誤解の生じないよう事前に関係者に説明しておくこと。

3 開票事務の取扱い

その他の開票事務の取扱いについては、別途送付の「開票事務取扱要領」によるものとするが、特に次の点に留意すること。

(1) 投票の効力の判定については、迅速かつ的確に行えるよう事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。

(2) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する事務従事者の選任及びこれらの者の事務分担についても配慮するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めておくこと。

(3) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に候補者の運動員等と開票立会人が連絡をとり合う等の行為によって、開票事務に支障をきたすことがないように留意すること。

(4) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によ

り原因を調査し、安易に処理することのないようにすること。

- (5) 特に比例代表選挙の開票事務処理については、無効投票に関する規定が改められたこと、按分票の増加が見込まれること等から、混乱が生じるおそれがあるので、開票事務の習熟等について遺憾のないよう配慮すること。

なお、投票の効力の判定については、別途通知する予定であること。

4 開票録の検収

開票録については、別途通知する検収日に持参すること。

第5 選挙公営

1 ポスター掲示場（選挙区選挙）

ポスター掲示場の設置及び管理については、別途送付する「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) ポスター掲示場の維持管理については、万全を期し、倒壊、破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。
- (2) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日に再掲示することはできないので留意すること。
- (3) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を「各種報告等通知」に定めるところにより県委員会に送付すること。

2 公営施設使用の個人演説会

- (1) 公営施設を使用して行う個人演説会の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、個人演説会を開催することのできる日時の手配表を、あらかじめ管理者に提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表させる等の措置を講じておくこと。
- (2) 今回の通常選挙より、比例代表選挙について、参議院名簿登載者は、選挙区選挙と同様、個人演説会が開催できることとされたこと。なお、開催及び公費負担の手続については、選挙区選挙と同様であること。
- (3) 市町村委員会は、法第161条第1項第3号の規定により、公営施設を指定したときは、「各種報告等通知」に定めるところにより、所定の期限（6月22日）より早めに報告すること。
- (4) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有し又は管理する建物においては、個人演説会を行うことができないので管理者に周知すること。

3 選挙公報（選挙区選挙及び比例代表選挙）

参議院選挙における選挙公報を各世帯に配布する期限は、選挙期日の前2日までであるが、各市町村委員会には第2回物資輸送（7月17日）で選挙区選挙の公報を、第3回物資輸送（7月18日）で比例代表選挙の公報をそれぞれ配付することとし、比例代表選挙の公報は、鳥取市内若しくは米子市内において受領していただくので、あらかじめ配布計画をたてておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、受領後直ちに各世帯、各指定病院等へ配布すること。

第6 選挙運動と政治活動

最近の選挙においては、選挙運動とともに政党等による政治活動が極めて活発化する傾向にあるが、あくまで法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるように、関係当局との連絡を密にするとともに、別途通知の「参議院議員通常選挙における違反文書図画の措置等について」により、適切な処置をとること。

- (1) 比例代表選挙においては、政党その他の政治団体が主体となって選挙運動を行うこととなるため、選挙運動と政治活動との判定が極めて微妙となる場合も予想されるので注意すること。
- (2) 政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに参議院選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、公示日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと。（法201条の14）

第7 投票及び開票速報体制

- 1 投票速報及び開票速報については、別途通知するところにより速報体制の確立を図ること。
- 2 今回の参議院選挙から、オンラインシステムにより投・開票速報を行うこととなるので、機器の操作に遺漏のないようにすること。
- 3 県内の投票率を推定するため、別途通知するところにより、一部市町村において投票状況の報告を

求めること。

第8 啓発活動

明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要であるが、今回の参議院選挙においては、「第19回参議院議員通常選挙に係る啓発事業要領」に基づき、“公職選挙法の改正に伴う非拘束名簿式比例代表制の導入等選挙制度改正の周知徹底”、“投票環境向上を図るための制度を引き続き周知徹底”、“投票総参加の推進”、“きれいな選挙の推進”を重点事項として啓発事業を実施するので、各市町村委員会においても、この啓発事業要領に基づき、選挙が円滑に執行されるよう関係諸団体とも密接な連携を取りながら幅広く各種の啓発活動を推進すること。

第9 その他

1 今回の選挙から、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒の規格を在外投票に用いられるものと同じサイズに変更することとしているので、計数器の設定、投票箱の投票用紙挿入口の大きさを確認し、それに対応した措置をとること。

2 比例代表選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示に関し必要な事項については、別途通知するところによること。

なお、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名は、公示日に各市町村委員会あてに電子メール及びファクシミリで通知する予定であること。

3 点字による選挙区選挙の候補者の名簿及び比例代表選挙の参議院名簿届出政党等の名簿を作成し、配付する予定であり、その市町村委員会への配付並びに投票所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所への備え付けに関する事項については、別途通知する予定であること。

また、点字による「選挙のお知らせ版」についても作成し、配付する予定であり、これについても別途通知する予定であること。

4 非拘束名簿式比例代表制の導入により、新たに参議院名簿登載者個人の選挙運動ができることとなったので留意すること。

また、参議院名簿登載者1人につき1箇所の選挙事務所を設置することができることとされたが、その設置又は異動については、当該選挙事務所が設置された市町村の委員会へ届け出ることとなっているので留意すること。

5 投票録及び開票録については、それぞれの選挙ごとに作成すること。

また、在外選挙制度の導入に伴い、指定在外選挙投票区の投票録の様式は他の投票区の様式と異なるので留意すること。

6 選挙執行委託費の経理に当たっては、必要資材の調達、選挙の執行体制等について、従来の慣行にとられることなく、事前に周到な計画をたて、経費の効率的な支出に努めるとともに、交付される金額の範囲内で費目相互の調整を図り、執行経費に不足を生ずることのないよう特に留意すること。

7 市町村委員会が参議院議員選挙に関し告示をしたときは、直ちにその写しを1部県委員会に送付すること。

8 参議院選挙に係る確定報告書は、別途通知するところにより作成し、提出すること。

(6) 参議院議員通常挙における違反文書図画の措置等について（通知）

選管第62号

平成13年5月31日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）を前に、立候補予定者の氏名等を表示したポスター、立札及び看板等の文書図画について、公示の前後に関わらず違法であるものをそのまま放置しておくことは、選挙の公正を著しく阻害することになります。これらの文書図画については、下記により措置することとしましたので、その取扱いに遺憾のないようにお願いします。

なお、このことについては、鳥取県警察本部と別添のとおり協議済みですので、念のため申し添えます。

記

1 選挙運動用文書図画

(1) 市町村の選挙管理委員会が行う措置

参議院選挙の公示後に掲示されている文書図画で、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条、第146条及び第164条の2の規定に違反するもの等、第147条の撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

(2) 県の選挙管理委員会が行う措置

参議院選挙の候補者等に関する文書図画で、平成13年1月22日から公示の日の前日までの間（以下「一定期間」という。）において、法第143条、第143条の2及び第146条の規定に違反するもの（特に第143条第16項及び第19項により、掲示が禁止されているいわゆる事前ポスター等）として、法第147条の撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

2 政治活動用文書図画

(1) 市町村の選挙管理委員会が行う措置

参議院選挙の公示後に掲示されている文書図画で、法第201条の11第11項及び第201条の14第2項により撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

(2) 県の選挙管理委員会が行う措置

参議院選挙の公示前に掲示された文書図画で、法第201条の11第11項及び第201条の14第2項によりの撤去命令の対象となるものについて、撤去命令を発すること。

3 その他

- (1) 1については、一定期間は、公職の候補者等の氏名若しくは氏名が類推される事項又は後援団体の名称を記載したポスターの掲示が禁止されていること。
- (2) 2については、参議院選挙の公示日から選挙期日までの間、確認団体以外のすべての政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動を規制されることとなること。
- (3) 1又は2に該当する文書図画の掲示事実の発見は、原則として警察機関において行い、参議院選挙の公示後の違反については、所轄の警察署から当該市町村の選挙管理委員会に通知されるものであること。
- (4) 撤去命令を発するに当たっては、別紙「違反文書図画」を参照の上、その根拠条文に正確を期すること。
- (5) 撤去命令の相手方は、当該文書図画に掲示責任者が記載してあるものについては当該掲示責任者、それ以外のものについては当該文書図画の表示に係る者又はその団体の代表者としてすること。
- (6) 撤去命令を発する際は、別紙「撤去命令文書様式」を参考に行うこと。
- (7) 撤去命令を発したときは、当該命令書の写しを所轄警察署に1部、県の選挙管理委員会に2部送付すること。
- (8) 撤去命令に関する文書は、すべて速達及び配達証明で処理すること。
- (9) 違反についての確認の困難なもの及び選挙運動用と政治活動用との区別の困難なものについては、県の選挙管理委員会と協議すること。

(参考) 撤去命令文書様式

番 号
平成 年 月 日

(氏 名) 様

〇〇市(町村)選挙管理委員会委員長

文 書 図 画 の 撤 去 に つ い て (通 知)

あなたが掲示責任者として掲示されている(あなたの氏名が表示されている)下記の文書図画は、公職選挙法第()条第()項の規定に違反するものと認められますので、同法第147条(第201条の11第11項、第201条の14第2項)の規定により直ちに撤去することを命じます。

記

撤去すべき文書図画

文書図画の区分	文書図画の内容	掲示場所	枚数	備考
文 書、ポスター 看 板、立 札				

(注) 括弧内は、該当事項又は条文を記入の上通知すること。

(7) 参議院議員通常選挙における警察本部との打ち合わせ事項

平成13年5月25日(金)
鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会
鳥 取 県 警 察 本 部

1 文書図画の措置

(1) 選挙運動用文書図画

ア 公示前に掲示されている文書図画の措置

(ア) 参議院議員通常選挙(以下「参議院選挙」という。)の公示前における公職選挙法(以下「法」という。)第147条の撤去命令の対象となる文書図画(以下「公示前の違反文書図画」という。)については、原則として鳥取県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)において、当該公示前の違反文書図画の掲示責任者(掲示責任者が記載されていないものについては、当該公示前の違反文書図画の表示に係る者又は団体の代表者)に撤去命令を発するものとする。

(イ) (ア)の公示前の違反文書図画の掲示事実の発見は、原則として警察機関において行うものとし、掲示事実を発見したときは、鳥取県警察本部(以下「警察本部」という。)から県委員会に通知するものとする。

(ウ) 県委員会は、(ア)の撤去命令を発したときは、その旨を警察本部に通知するものとする。

イ 公示後に掲示されている文書図画の措置

(ア) 参議院選挙の公示後における法第147条の撤去命令の対象となる文書図画(以下「公示後の違反文書図画」という。)の撤去命令は、原則として市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)が発するものとする。

(イ) (ア)の公示後の違反文書図画の掲示事実の発見は、原則として警察機関において行うものとし、掲示事実を発見したときは、当該市町村委員会に通知するものとする。

(ウ) 市町村委員会は、(ア)の撤去命令を発するに際して必要があるときは、県委員会の指示を受けるものとする。

(エ) 県委員会は、(ウ)の指示を行うに際して必要があるときは、警察本部と協議するものとする。

(オ) 公示後の違反文書図画の撤去命令には、撤去すべき旨を記載するものとし、命令の相手方は、掲示責任者が記載してあるものについては当該掲示責任者とし、それ以外のものについては当該公示後の違反文書図画の表示に係る候補者又は団体の代表者とするものとする。

(カ) 市町村委員会は、撤去命令を発したときは、当該撤去命令の写しを直ちに所轄の警察署に1部、県委員会に2部送付するものとし、県委員会は、そのうち1部を警察本部に送付するものとする。

(2) 政治活動用文書図画

ア 公示前に掲示されている政治活動用文書図画等の措置

参議院選挙の公示前に掲示された政治活動用文書図画で法第201条の11第11項により撤去命令の対象となるものの公示前の措置については、県委員会において当該政治活動用文書図画の掲示責任者（掲示責任者が記載されていないものについては、当該政治活動用文書図画の表示に係る者又は団体の代表者）に撤去命令を発するものとする。

公示前に掲示された政治活動用ポスターでその公示後は法第201条の14第2項により撤去命令の対象となるものの公示後の措置についても、同様とする。

イ 公示後に掲示されている政治活動用文書図画等の措置

参議院選挙の公示後に掲示された政治活動用文書図画及び公示後に掲示された政治活動用ポスターで法第201条の11第11項により撤去命令の対象となるものの公示後の措置については、前記1(1)イの例による。

ウ 選挙運動か政治活動かが明確でない文書図画の取扱い

選挙運動用か政治活動用かが明確でない文書図画及びポスターについては、警察本部と県委員会とが協議するものとする。

2 政党その他の政治団体

- (1) 県委員会は、法第201条の6第4項の規定により総務大臣から確認書を交付した政党その他の政治団体（確認団体）の通知を受けたときは、警察本部にその旨を通報するとともに、通知の写しを送付するものとする。
- (2) 県委員会は、法第201条の11第2項の規定により、政談演説会の開催の届出を受理したときは、その届出書の写しを警察本部に送付するものとする。
- (3) 県委員会は、法第201条の4第2項の規定により、政党その他の政治団体（推薦団体）に確認書を交付した場合は、その写しを警察本部に送付するものとする。
- (4) 県委員会は、法第201条の4第9項の規定により、推薦演説会周知用ポスターについて検印をしたときは、そのポスターの見本を警察本部に送付するものとする。

3 投票所及び開票所の秩序保持

市町村委員会は、投票所及び開票所の場所が定まり次第、各所轄警察機関に対して文書で警戒要請を行うこととする。

警察機関は、選挙の当日は所要の警備体制を整え、投票管理者及び開票管理者から要請があれば直ちに対処できるようにするものとする。

4 その他

- (1) 県委員会は、候補者の届出、選挙事務所の設置及び異動の届出、出納責任者の選任及び異動の届出並びに報酬を支給することができる者の届出があったときは、その写しを警察本部に送付するものとする。
- (2) 県委員会は、候補者から選挙運動用ビラの届出があったときは、その見本と交付した証紙の見本を警察本部に送付するものとする。
- (3) 警察署に対し候補者から選挙公営物資の紛失届があったときは、警察本部は、その旨を県委員会に通知するものとする。

また、県委員会は、選挙公営物資を再交付したときは、その旨を警察本部に通知するものとする。

違反文書図画

1 選挙運動用文書図画に関する事項

撤去命令の 根拠条文	違反する規定		内 容
	条	項	
147条第1号	143	1	本項の各号に該当するもの以外の文書図画
		2	本項の規定により、第1項の禁止行為に該当するものとみなされるもの
		3	ポスター掲示場以外の場所に掲示されたポスター又は2枚以上掲示されたポスター
		7	制限枚数を超える選挙事務所を表示するポスター、立札及び看板の類
		9	制限規格を超えるポスター、立札及び看板の類
		10	制限数量又は制限規格を超えるちょうちんの類
		11	制限規格を超える個人演説会告知用ポスター
		13	掲示責任者の氏名及び住所の記載のない個人演説会告知用ポスター
		16	公職の候補者等又は後援団体の政治活動用文書図画で、本項に規定するもの以外の掲示として第1項の禁止行為に該当するものとみなされるもの
		(19)	第16項第2号に規定する一定期間（1月22日から当該通常選挙の期日までの間。以下同じ。）内に掲示されるもの
	144	17	制限規格を超え、又は県の委員会の定める証票のない立札及び看板の類
		1	制限枚数を超えるポスター
		2	検印を受けていない、又は証紙をはってないポスター
147条第2号	164の2	5	掲示責任者の氏名及び住所並びに印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所の記載のないポスター
		2	個人演説会等の会場前に設置すべき立札及び看板の類で、規格制限に違反し、又は県の委員会の定める表示のないもの
		4	個人演説会等の会場外における本条第2項に定めるもの以外の文書図画
		16	公職の候補者等となる前に掲示された文書図画又は一定期間前若しくは一定期間中に掲示されたポスターで、一定期間中に、第16項に規定するもの以外の掲示として、第1項の禁止行為に該当するものとみなされることとなったもの
147条第3号	143の2	—	撤去義務に反して撤去されていないポスター、立札及び看板の類
147条第4号	145	1・2	掲示することができる場所以外に掲示されたポスター
	164の2	5	掲示することができる場所以外に掲示された立札及び看板の類
147条第5号	146	1・2	禁止を免れる行為として掲示する文書図画

2 政治活動用文書図画の規制

撤去命令の 根拠条文	違反する規定		内 容
	条	項	
201条の11 第11項	201の6	1	確認団体でない政党その他の政治活動を行う団体のポスター、立札及び看板の類
		1(四)	制限規格又は制限数量を超えるポスター
		1(五)	目的に違反し、又は制限数量を超える立札及び看板の類
		2	特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を記載したポスター
	201の11	4	総務大臣の検印または証紙のないポスター
		5	政党その他の政治団体の名称並びに掲示責任者の氏名及び住所並びに印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所の記載のないポスター
		6	制限箇所等に掲示されるポスター、立札及び看板の類
		7	選挙期日後、撤去をおこなわないポスター
		8	県の選挙管理委員会の定める表示板のない政談演説会告知用の立札及び看板の類
		9	掲示責任者の氏名及び住所を記載していない政談演説会告知用の立札及び看板の類
	201の13	10	撤去義務に反して撤去されていないポスター、立札及び看板の類
		1(二)	特定の候補者の氏名又はその氏名が類推できる事項を記載した文書図画
201条の14 第2項	201の14	1	政党その他の政治活動を行う団体が使用する政治活動用ポスターで、それに氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったにもかかわらず、公示日後に掲示されているもの

(8) 参議院議員通常選挙における各種報告等について (通知)

選管第43号

平成13年5月24日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の参議院議員通常選挙における各種の報告等については、下記によることとしますので、報告等に当たっては遺漏のないようにお願いします。

なお、本通知は、公示日を7月12日(木)、選挙期日(投票日)を7月29日(日)と想定して作成したものであり、選挙期日等が他の日にずれた場合には、その日数に応じて事務日程等を読み替えて事務処理に当たっていただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象となる報告等は、別途通知するものを除き別紙一覧表のとおりであること。
- 2 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 3 報告等により、その方法が異なるので注意すること。

参議院議員通常選挙における各種報告等一覧表

報告事項等	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備 考
ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面	6月5日	文 書	8部	様式第1号	ポスター掲示場設置要領を参照すること。 (別途通知(5月24日付選管第41号)による、ポスター減数協議書(設置総数の報告)も併せて提出すること。)
個人演説会等施設指定	6月22日	文 書	1部	様式第2号	報告期限より早めに報告すること。
選挙人名簿登録者数	7月11日	ファクシミリ	—	様式第3号	9時30分までに次の番号へファクシミリで送信すること。 0857-22-7016
在外選挙人名簿登録者数	7月12日	ファクシミリ	—	様式第3号の2	報告後の異動は、選挙当日有権者数の報告で行うこと。
投票所開閉時刻繰上げ・繰下げの届出(報告)	7月12日	文 書	1部	様式第4号	恒常承認・届出済のものも含め繰上げ・繰り下げを行うもの全てについて届出(報告)すること。
選挙当日有権者数及び選挙当日在外有権者数	7月28日	ファクシミリ	—	様式第5号 様式第5号の2	9時30分までに送信すること。 報告後の異動は、7月29日の午後1時から4時までに一括して行うこと。
速報投票区投票速報	7月29日	電 話	それぞれ別途通知するところによること。		
投開票速報	7月29日	ワライン等			
開票録	7月30日	持 参			
不在者投票の中間状況	別途通知	ファクシミリ			
年齢別投票者数	別途通知	文書			
時間別投票者数(投票所、不在者投票記載場所)	別途通知	ファクシミリ及び文書			
確定報告書	別途通知	文書			

(様式第1号)

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

〇〇〇選挙管理委員会

政 区 名	1 選挙区	ポスター掲示場の設置場所	
		所 在 地	設置面積の平米

- (注) 1 A4判の大きさで左綴じとすること。
2 A4判の大きさであれば、ポスター掲示場の設置場所の告示の余部を用いて作成して差し支えないこと。
3 一連番号は、ポスター掲示場の設置告示の一連番号と一致するものであること。

様式第2号

個人演説会会場指定報告書

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、個人演説会を開催できる施設を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により報告します。

年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席の面積	収容人員	備考

様式第3号

参議院議員通常選挙選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

平成13年7月11日現在

(単位:人)

区分	定時登録日(13.6.2)現在における名簿登録者総数(A)	(A)の登録に係る補正登録者数(B)	選挙時登録者数(C)	(C)の登録に係る補正登録者数(D)	随時まっ消者数(E)	今回選挙時登録者数(13.7.11)(F)	今回選挙時登録日(12.7.11)現在における名簿登録者総数A+B+C+D-E+F(G)	備考
男								
女								
計								

- (注) 1 「選挙時登録者数(C)」は定時登録日(13.6.2)から、今回選挙時登録日(13.7.11)までの間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に登録された者の数を記入すること。
2 「今回選挙時登録者数(F)」は、7月11日現在において登録の資格を有する者で、7月11日に登録された者の数を記入すること。
3 登録日の変更が行われた場合においては、変更された登録日を備考欄に記入すること。
4 7月11日午前9時30分までにファクシミリで報告すること。

様式第3号の2

参議院議員通常選挙在外選挙人名簿登録者数報告書

選挙管理委員会

平成13年7月12日現在

区分	前回縦覧時(13.6.3)の登録者数(A)	前回縦覧時以降に登録された者の数(B)	前回縦覧時以降に抹消された者の数(C)	今回縦覧時(13.7.12)の登録者数(D) = A+B-C
男				
女				
計				

備考

- 1 縦覧時の登録者数とは縦覧開始の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数をいう。

- 2 「前回縦覧時以降に登録された者の数(B)」欄には、前回縦覧時から今回縦覧時までの間に在外選挙人名簿に登録された者の数を記入すること。
- 3 「前回縦覧時以降に抹消された者の数(C)」欄には、前回縦覧時から今回縦覧時までの間に在外選挙人名簿から抹消された者の数を記入すること。

様式第4号

投票所開閉時刻繰上げ・繰下げ届出(報告)書

平成13年7月29日執行の参議院議員通常選挙において、次のとおり投票所開閉時刻の繰上げ(繰下げ)をすることとしたので届け出(報告)します。

平成13年7月12日

(市町村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏名 あて

投票区の名称	開・閉の別	繰上げ等の時間	恒久・今回限りの別	備考

様式第5号

参議院議員通常選挙当日選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

選挙管理委員会

平成13年7月 日現在

区分	選挙時登録日(13.7.11)現在登録者数(A)	選挙時登録に係る補正登録者数(B)	随時まっ消者数(C)	選挙当日登録者数(D) = (A + B - C)	選挙当日有権者数(E)
男					
女					
計					

(注) 1 7月28日午前9時30分までにファクシミリで報告すること。

2 (D)と(E)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由も報告すること。

3 (E)欄には「転出」の表示がなされている者も含まれること。

4 報告後数値に異動が生じた場合、選挙当日(7月29日)の午後1時から4時までの間に一括してその数を報告すること。

様式第5号の2

参議院議員通常選挙当日在外選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

選挙管理委員会

平成13年7月 日現在

区分	直近縦覧時(13.7.12)の登録者数(A)	縦覧時以降に登録された者の数(B)	縦覧時以降に抹消された者の数(C)	選挙当日登録者数(D) = A + B - C	選挙当日有権者数(E)	備考
男						
女						
計						

(注) 1 (D)と(E)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由も報告すること。

2 報告後数値に異動が生じた場合、選挙当日(7月29日)の午後1時から4時までの間に一括してその数を報告すること。

3 (E)欄には、在外選挙人名簿に「住民票作成」の表示がなされている者(日本に帰国し、国内の市町村において新たに住民票作成された日後4ヶ月を経過しない者。したがって、今回の選挙でこの表示がなされている者は、平成13年3月29日以後に住民票が作成された者である。)も含まれること。

(9) 参議院議員通常選挙において使用する諸物品の輸送計画について（通知）

選管第113号
平成13年6月27日
各市町村選挙管理委員会書記長 様
鳥取県選挙管理委員会事務局長

近く執行予定の参議院議員通常選挙において使用する諸物品を下記により送付しますので、係員を派遣して受領してください。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願します。

記

1 送付期日

第1回 平成13年7月 5日（木）

第2回 平成13年7月17日（火）

第3回 平成13年7月24日（火）

2 送付物品の種類 別表1のとおり

3 送付物品の数量 別表2のとおり

4 送付方法

(1) 鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡の町村の選挙管理委員会に対しては、県庁講堂で午前9時から9時30分の間に受け渡しを行う。

(2) (1)以外の市町村の選挙管理委員会に対しては、5の輸送計画により受け渡しを行う。

(3) 受け渡しに当たっては、受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。

【注 意】

これまで日程連絡の中で、第3回物資輸送（7月18日（水））で選挙公報（比例代表）を配布すると表記していましたが、この配布日が7月17日（火）の第2回物資輸送日と同日に繰り上がったことから、物資輸送は計画上3回ということで整理していますのでご承知ください。

なお、選挙公報（比例代表）の配布については別途通知します。

5 輸送計画について

【第1回、第2回及び第3回物資輸送】

第1回：7月 5日（木）、第2回：7月17日（火）、第3回：7月24日（火）

予定時間	受 渡 場 所	受 渡 市 町 村
9 : 0 0	県庁出発	
9 : 4 0	気高町役場	気高町、鹿野町
9 : 5 5	青谷町役場	青谷町
1 0 : 1 0	J R 泊駅前	泊 村
1 0 : 2 5	東郷町役場	東郷町
1 0 : 4 0	中部総合事務所	羽合町、北条町、三朝町、関金町
1 1 : 0 5	倉吉市役所	倉吉市
1 1 : 3 0	大栄町役場	大栄町
1 1 : 5 0	東伯町役場	東伯町
1 3 : 0 0	赤碕町役場	赤碕町
1 3 : 1 5	中山町役場	中山町
1 3 : 3 0	名和町役場	名和町
1 3 : 4 0	大山町役場	大山町
1 3 : 5 0	淀江町役場	淀江町
1 4 : 0 0	日吉津村役場	日吉津村
1 4 : 3 0	米子市役所	米子市、境港市
1 5 : 0 0	岸本町役場	西伯町、岸本町、会見町
1 5 : 2 0	溝口町役場	溝口町
1 5 : 4 0	国道181号線江尾橋	江府町
1 6 : 0 0	日野町役場	日南町、日野町

別表 1

送 付 物 品 の 種 類

1 第1回物資輸送（7月5日（木））の送付物品

比例代表投票用紙等	
1	一般用投票用紙
2	船員用不在者投票用紙
3	不在者投票用外封筒（公印あり）
4	不在者投票用外封筒（公印なし）
5	郵便投票用外封筒
6	不在者投票用内封筒
7	仮投票用封筒
8	不在者投票事務処理簿
9	不在者投票に関する調書

選挙区投票用紙等	
1	一般用投票用紙
2	船員用不在者投票用紙
3	不在者投票用外封筒（公印あり）
4	不在者投票用外封筒（公印なし）
5	郵便投票用外封筒
6	不在者投票用内封筒
7	仮投票用封筒
8	不在者投票事務処理簿
9	不在者投票に関する調書
10	不在者用点字候補者氏名票

各選挙に共通して使用する物品	
1	不在者投票証明書用封筒
2	不在者投票宣誓書・請求書
3	不在者投票証明書
4	選挙人名簿登録証明書交付申請書
5	選挙人名簿登録証明書
6	投票用紙送付票
7	投票用紙等精算書
8	郵便投票用紙等の請求書
9	郵便投票証明書交付申請書
10	郵便投票証明書
11	在外投票に関する調書

啓 発 用 物 品	
1	懸 垂 幕
2	横 断 幕
3	ポスター
4	選挙のしおり
5	有線放送資料
6	ティッシュペーパー

2 第2回物資輸送（7月17日（火））の送付・配布物品

選 挙 公 報 （選挙区）	
1	選挙公報（選挙区）

選 挙 公 報 （比例区）	
1	選挙公報（比例代表）
【注】新日本海新聞社（鳥取市）、同西部本社（米子市）にて配布予定	

3 第3回物資輸送（7月24日（火））の送付物品

比 例 代 表 選 挙 用 物 品	
1	投 票 録（一般・在外）
2	開 票 録
3	有効投票決定箋
4	無効投票決定箋
5	疑問票効力決定箋
6	あん分票効力決定箋
7	得票集計表
8	無効投票速報発（受）信票
9	政党名・名簿登載者氏名揭示（大）
10	政党名・名簿搭載者氏名揭示（小）
11	点字政党等名称等票

選 挙 区 選 挙 用 物 品	
1	投 票 録
2	開 票 録
3	有効投票決定箋
4	無効投票決定箋
5	疑問票効力決定箋
6	あん分票効力決定箋
7	得票集計表
8	無効投票速報発（受）信票
9	点字候補者氏名票

別表 2
第1回送付物品No.1
(比例代表)

区 分	1 一般用 投票用紙	2 船員用 不在者 投票用紙	3 不在者 投票用 外封筒 (公印有)	4 不在者 投票用 外封筒 (公印無)	5 郵便 投票用 外封筒	6 不在者 投票用 内封筒	7 仮投票用 封筒	8 不在者 投票 事務 処理簿	9 不在者 投票 に関する 調書
鳥取市	118,800	300	10,050	100	100	10,250	90	750	100
米子市	113,500		9,580	0	100	9,680	70	750	100
倉吉市	40,200		3,850	0	100	3,950	60	660	60
境港市	30,600	800	3,050	100	100	3,250	30	360	30
国府町	7,200		630	0	30	660	30	90	30
岩美町	11,900	300	1,170	100	30	1,300	50	240	50
福部村	3,100		270	0	30	300	20	60	20
郡家町	8,400		900	0	30	930	40	90	40
船岡町	4,100		610	0	30	640	20	90	30
河原町	7,100		850	0	30	880	40	150	40
八東町	5,000		610	0	30	640	30	90	40
若桜町	4,800		600	0	30	630	40	90	40
用瀬町	3,900		430	0	30	460	20	90	30
佐治村	2,900		270	0	30	300	20	90	30
智頭町	8,500		980	0	30	1,010	30	180	30
気高町	8,300		770	0	30	800	30	120	30
鹿野町	3,800		350	0	30	380	20	60	30
青谷町	7,200		740	0	30	770	30	150	30
羽合町	6,600		670	0	30	700	20	150	20
泊村	2,800		250	0	30	280	10	60	10
東郷町	5,800		540	0	30	570	20	90	20
三朝町	7,000		790	0	30	820	60	120	50
関金町	3,900		410	0	30	440	20	90	30
北条町	6,900		630	0	30	660	20	90	30
大栄町	7,700		830	0	30	860	40	90	40
東伯町	10,300		880	0	30	910	30	150	40
赤碕町	7,300	400	620	100	30	750	40	150	40
西伯町	7,000		730	0	30	760	30	150	20
会見町	3,700		290	0	30	320	10	60	10
岸本町	6,200		510	0	30	540	10	60	20
日吉津村	2,800		200	0	30	230	10	30	10
淀江町	7,900		720	0	30	750	20	90	20
大山町	6,200		570	0	30	600	30	90	40
名和町	6,700		650	0	30	680	40	150	50
中山町	4,800		430	0	30	460	40	60	40
日南町	6,700		600	0	30	630	70	180	80
日野町	4,400		580	0	30	610	30	150	40
江府町	3,900		400	0	30	430	40	150	50
溝口町	4,800		500	0	30	530	40	150	50
都市計	303,100	1,100	26,530	200	400	27,130	250	2,520	290
町村計	209,600	700	20,980	200	1,050	22,230	1,050	3,900	1,180
合 計	512,700	1,800	47,510	400	1,450	49,360	1,300	6,420	1,470
予 備	1,300	200	1,490	100	150	1,740	100	80	30
(合計+予備)	514,000	2,000	49,000	500	1,600	51,100	1,400	6,500	1,500

第1回送付物品No.2

〈選挙区〉

区 分	1 一般用 投票用紙	2 船員用 不在者 投票 用紙	3 不在者 投票用 外封筒 (公印有)	4 不在者 投票用 外封筒 (公印無)	5 郵便 投票用 外封筒	6 不在者 投票用 内封筒	7 仮投 票用 封筒	8 不在者 投票 事務 処理簿	9 不在者 投票 に關す る調書	10 不在者 用点字 候補者 氏名票
鳥取市	118,800	300	10,050	100	100	10,250	90	750	100	1
米子市	113,500	0	9,580	0	100	9,680	70	750	100	1
倉吉市	40,200	0	3,850	0	100	3,950	60	660	60	1
境港市	30,600	800	3,050	100	100	3,250	30	360	30	1
国府町	7,200	0	630	0	30	660	30	90	30	1
岩美町	11,900	300	1,170	100	30	1,300	50	240	50	1
福部村	3,100	0	270	0	30	300	20	60	20	1
郡家町	8,400	0	900	0	30	930	40	90	40	1
船岡町	4,100	0	610	0	30	640	20	90	30	1
河原町	7,100	0	850	0	30	880	40	150	40	1
八東町	5,000	0	610	0	30	640	30	90	40	1
若桜町	4,800	0	600	0	30	630	40	90	40	1
用瀬町	3,900	0	430	0	30	460	20	90	30	1
佐治村	2,900	0	270	0	30	300	20	90	30	1
智頭町	8,500	0	980	0	30	1,010	30	180	30	1
気高町	8,300	0	770	0	30	800	30	120	30	1
鹿野町	3,800	0	350	0	30	380	20	60	30	1
青谷町	7,200	0	740	0	30	770	30	150	30	1
羽合町	6,600	0	670	0	30	700	20	150	20	1
泊村	2,800	0	250	0	30	280	10	60	10	1
東郷町	5,800	0	540	0	30	570	20	90	20	1
三朝町	7,000	0	790	0	30	820	60	120	50	1
関金町	3,900	0	410	0	30	440	20	90	30	1
北条町	6,900	0	630	0	30	660	20	90	30	1
大栄町	7,700	0	830	0	30	860	40	90	40	1
東伯町	10,300	0	880	0	30	910	30	150	40	1
赤碕町	7,300	400	620	100	30	750	40	150	40	1
西伯町	7,000	0	730	0	30	760	30	150	20	1
会見町	3,700	0	290	0	30	320	10	60	10	1
岸本町	6,200	0	510	0	30	540	10	60	20	1
日吉津村	2,800	0	200	0	30	230	10	30	10	1
淀江町	7,900	0	720	0	30	750	20	90	20	1
大山町	6,200	0	570	0	30	600	30	90	40	1
名和町	6,700	0	650	0	30	680	40	150	50	1
中山町	4,800	0	430	0	30	460	40	60	40	1
日南町	6,700	0	600	0	30	630	70	180	80	1
日野町	4,400	0	580	0	30	610	30	150	40	1
江府町	3,900	0	400	0	30	430	40	150	50	1
溝口町	4,800	0	500	0	30	530	40	150	50	1
都市計	303,100	1,100	26,530	200	400	27,130	250	2,520	290	4
町村計	209,600	700	20,980	200	1,050	22,230	1,050	3,900	1,180	35
合 計	512,700	1,800	47,510	400	1,450	49,360	1,300	6,420	1,470	39
予 備	1,300	200	1,490	100	150	1,740	100	80	30	1
(合計+予備)	514,000	2,000	49,000	500	1,600	51,100	1,400	6,500	1,500	40

第1回送付物品No.3

〈各選挙共通〉

区 分	1 不在者 投票 証明書 用封筒	2 不在者 投票 宣誓書 請求書	3 不在者 投票 証明書	4 選挙人名 簿登録証 明書交付 申請書	5 選挙人 名簿 登録 証明書	6 投票 用紙 送付 票	7 投票 用紙 等精 算書	8 郵便 投票 用紙等 請求書	9 郵便 投票 証明書 交付 申請書	10 郵便 投票 証明書	11 在外 投票に 関する 調書
鳥取市	250	10,100	500	50	50	60	60	200	50	50	5
米子市	250	9,600	1,700	50	50	50	50	200	50	50	5
倉吉市	150	3,900	300	10	10	40	40	100	50	50	5
境港市	150	3,100	300	140	140	30	30	100	50	50	5
国府町	30	700	60	10	10	30	30	30	10	10	5
岩美町	50	1,200	100	150	150	40	40	30	10	10	5
福部村	20	300	40	20	20	20	20	30	10	10	5
郡家町	30	900	60	10	10	30	30	30	10	10	5
船岡町	20	700	40	10	10	20	20	30	10	10	5
河原町	30	900	60	10	10	30	30	30	10	10	5
八東町	20	700	40	10	10	30	30	30	10	10	5
若桜町	30	600	60	10	10	30	30	30	10	10	5
用瀬町	20	500	40	10	10	20	20	30	10	10	5
佐治村	20	300	40	10	10	20	20	30	10	10	5
智頭町	60	1,000	120	10	10	30	30	30	10	10	5
気高町	30	800	60	20	20	30	30	30	10	10	5
鹿野町	30	400	60	10	10	20	20	30	10	10	5
青谷町	50	800	100	20	20	30	30	30	10	10	5
羽合町	50	700	100	10	10	20	20	30	10	10	5
泊村	30	300	60	20	20	10	10	30	10	10	5
東郷町	40	600	80	10	10	10	10	30	10	10	5
三朝町	50	800	100	10	10	40	40	30	10	10	5
関金町	30	500	60	10	10	20	20	30	10	10	5
北条町	30	700	60	10	10	20	20	30	10	10	5
大栄町	40	900	80	10	10	30	30	30	10	10	5
東伯町	50	900	100	10	10	30	30	30	10	10	5
赤碕町	50	700	100	30	30	30	30	30	10	10	5
西伯町	30	800	60	10	10	30	30	30	10	10	5
会見町	20	300	40	10	10	10	10	30	10	10	5
岸本町	20	600	40	10	10	10	10	30	10	10	5
日吉津村	20	200	40	10	10	10	10	30	10	10	5
淀江町	30	800	60	20	20	20	20	30	10	10	5
大山町	30	600	60	10	10	30	30	30	10	10	5
名和町	30	700	60	10	10	30	30	30	10	10	5
中山町	20	500	40	10	10	30	30	30	10	10	5
日南町	360	600	720	10	10	50	50	30	10	10	5
日野町	60	600	120	10	10	30	30	30	10	10	5
江府町	100	400	200	10	10	30	30	30	10	10	5
溝口町	40	500	80	10	10	30	30	30	10	10	5
都市計	800	26,700	2,800	250	250	180	180	600	200	200	20
町村計	1,570	22,500	3,140	560	560	900	900	1,050	350	350	175
合 計	2,370	49,200	5,940	810	810	1,080	1,080	1,650	550	550	195
予 備	530	100	60	90	90	120	120	50	50	50	5
(合計+予備)	2,900	49,300	6,000	900	900	1,200	1,200	1,700	600	600	200

第1回送付物品No.4
〈啓発物資〉

区 分	1 懸垂幕	2 横断幕	3 ポスター	4 選挙の しおり (枚)	梱 1,000枚 (束)	包 100枚 (束)	有線 放送 資料	5 ティッシュ ペーパー	6
鳥取市	1		764	60,200	60		2	5	1,000
米子市	2		518	60,000	60			5	1,000
倉吉市	2		406	21,300	21		3	5	500
境港市		1	181	15,000	15			5	500
国府町	1		126	3,200	3		2	5	200
岩美町	1		287	4,500	4		5	5	200
福部村	1		93	1,000	1			5	200
郡家町	1		189	3,000	3		0	5	200
船岡町	1		115	1,300	1		3	5	200
河原町	1		203	2,500	2		5	5	200
八東町	1		147	1,600	1		6	5	200
若桜町	1		186	1,800	1		8	5	200
用瀬町	1		96	1,300	1		3	5	200
佐治村	1		105	900			9	5	200
智頭町	1		121	3,200	3		2	5	200
気高町	1		148	3,200	3		2	5	200
鹿野町	1		95	1,600	1		6	5	200
青谷町	1		165	2,600	2		6	5	200
羽合町	1		86	2,700	2		7	5	200
泊村	1		45	1,000	1			5	200
東郷町	1		93	2,000	2			5	200
三朝町	1		191	3,200	3		2	5	200
関金町	1		104	1,400	1		4	5	200
北条町	1		112	2,600	2		6	5	200
大栄町	1		142	2,600	2		6	5	200
東伯町	1		208	4,000	4			5	200
赤碕町	1		171	2,800	2		8	5	200
西伯町	1		115	2,900	2		9	5	200
会見町	1		49	1,200	1		2	5	200
岸本町	1		86	2,200	2		2	5	200
日吉津村		1	17	900			9	5	200
淀江町	1		112	3,100	3		1	5	200
大山町	1		124	2,000	2			5	200
名和町	1		202	2,700	2		7	5	200
中山町		1	150	1,600	1		6	5	200
日南町		1	254	2,700	2		7	5	200
日野町	1		146	1,900	1		9	5	200
江府町		1	189	1,300	1		3	5	200
溝口町		1	132	1,600	1		6	5	200
都市計	5	1	1,869	156,500	156		5	20	3,000
町村計	30	5	4,804	78,100	63	151	175	7,000	
合 計	35	6	6,673	234,600	219	156	195	10,000	
予 備			327	1,000		10		1,000	
(合計+予備)	35	6	7,000	235,600	219	166	195	11,000	

第2回送付物品
(選挙区)

1

選挙公報
(選挙区)

区 分

(比例代表)

1

選挙公報
(比例代表)

	(枚)	梱 1,000枚 (束)	包 100枚 (束)		(枚)	梱 1,000枚 (束)	包 100枚 (束)
鳥取市	61,200		61	2	61,200		612
米子市	61,000		61		61,000		610
倉吉市	21,700		21	7	21,700		217
境港市	15,300		15	3	15,300		153
国府町	3,200		3	2	3,200		32
岩美町	4,500		4	5	4,500		45
福部村	1,000		1		1,000		10
郡家町	3,000		3		3,000		30
船岡町	1,300		1	3	1,300		13
河原町	2,500		2	5	2,500		25
八東町	1,600		1	6	1,600		16
若桜町	1,800		1	8	1,800		18
用瀬町	1,300		1	3	1,300		13
佐治村	900			9	900		9
智頭町	3,200		3	2	3,200		32
気高町	3,200		3	2	3,200		32
鹿野町	1,600		1	6	1,600		16
青谷町	2,600		2	6	2,600		26
羽合町	2,700		2	7	2,700		27
泊村	1,000		1		1,000		10
東郷町	2,000		2		2,000		20
三朝町	3,200		3	2	3,200		32
関金町	1,400		1	4	1,400		14
北条町	2,600		2	6	2,600		26
大栄町	2,600		2	6	2,600		26
東伯町	4,000		4		4,000		40
赤碕町	2,800		2	8	2,800		28
西伯町	2,900		2	9	2,900		29
会見町	1,200		1	2	1,200		12
岸本町	2,200		2	2	2,200		22
日吉津村	900			9	900		9
淀江町	3,100		3	1	3,100		31
大山町	2,000		2		2,000		20
名和町	2,700		2	7	2,700		27
中山町	1,600		1	6	1,600		16
日南町	2,700		2	7	2,700		27
日野町	1,900		1	9	1,900		19
江府町	1,300		1	3	1,300		13
溝口町	1,600		1	6	1,600		16
都市計	159,200	158		12	159,200	0	1,592
町村計	78,100	63		151	78,100	0	781
合 計	237,300	221		163	237,300	0	2,373
予 備	300			3	300		3
(合計+予備)	237,600	221		166	237,600	0	2,376

第3回送付物品No.1
(比例代表)

区 分	1	1-2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	投票録	投票録 比例 在外	開票 録	有効 投票 決定箋	無効 投票 決定箋	疑問票 効力 決定箋	按分票 効力 決定箋	得票 集計表	無効投 票速報 発(受) 信票	政党名 氏名掲 示 (大)	政党名 氏名掲 示 (小)	点字 政党等 名称 等票
鳥取市	150	4	4	7,980	400	750	200	550	5	75	870	54
米子市	100	4	4	7,700	400	750	200	550	5	50	400	38
倉吉市	90	4	4	2,800	200	450	100	350	5	40	350	32
境港市	40	4	4	2,100	200	400	100	350	5	20	150	17
国府町	40	4	4	560	100	230	100	250	5	20	130	18
岩美町	80	4	4	910	100	230	100	250	5	40	250	30
福部村	30	4	4	280	100	230	100	250	5	15	80	13
郡家町	60	4	4	630	100	230	100	250	5	30	190	24
船岡町	30	4	4	350	100	230	100	250	5	15	100	15
河原町	50	4	4	560	100	230	100	250	5	25	160	21
八東町	50	4	4	420	100	230	100	250	5	20	140	19
若桜町	60	4	4	350	100	230	100	250	5	25	180	23
用瀬町	40	4	4	280	100	230	100	250	5	15	110	16
佐治村	30	4	4	210	100	230	100	250	5	15	100	15
智頭町	30	4	4	630	100	230	100	250	5	10	70	12
気高町	40	4	4	630	100	230	100	250	5	20	120	17
鹿野町	30	4	4	350	100	230	100	250	5	10	70	12
青谷町	50	4	4	560	100	230	100	250	5	20	140	19
羽合町	30	4	4	490	100	230	100	250	5	10	70	12
泊村	10	4	4	210	100	230	100	250	5	5	30	8
東郷町	20	4	4	420	100	230	100	250	5	10	60	11
三朝町	60	4	4	560	100	230	100	250	5	30	200	31
関金町	30	4	4	280	100	230	100	250	5	15	80	13
北条町	30	4	4	490	100	230	100	250	5	15	100	15
大栄町	60	4	4	560	100	230	100	250	5	25	170	22
東伯町	50	4	4	770	100	230	100	250	5	20	150	20
赤碕町	50	4	4	560	100	230	100	250	5	20	150	20
西伯町	30	4	4	560	100	230	100	250	5	10	70	12
会見町	10	4	4	280	100	230	100	250	5	5	30	8
岸本町	20	4	4	490	100	230	100	250	5	10	60	11
日吉津村	10	4	4	210	100	230	100	250	5	5	10	6
淀江町	30	4	4	560	100	230	100	250	5	15	90	14
大山町	50	4	4	490	100	230	100	250	5	20	140	19
名和町	60	4	4	490	100	230	100	250	5	30	190	24
中山町	50	4	4	350	100	230	100	250	5	25	160	21
日南町	100	4	4	490	100	230	100	250	5	50	330	38
日野町	50	4	4	350	100	230	100	250	5	20	150	20
江府町	70	4	4	280	100	230	100	250	5	30	210	26
溝口町	60	4	4	350	100	230	100	250	5	30	200	25
都市計	380	16	16	20,580	1,200	2,350	600	1,800	20	185	1,770	141
町村計	1,500	140	140	15,960	3,500	8,050	3,500	8,750	175	680	4,490	630
合 計	1,880	156	156	36,540	4,700	10,400	4,100	10,550	195	865	6,260	771
予 備	120	44	44	200	300	400	100	1,050		35	540	29
(合計+予備)	2,000	200	200	36,740	5,000	10,800	4,200	11,600	195	900	6,800	800

第3回送付物品No.2
(選挙区)

区 分	1 投票録	2 開票録	3 有効投票 決定箋	4 無効投票 決定箋	5 疑問票 効力 決定箋	6 按分票 効力 決定箋	7 得票 集計表	8 無効投票 速報発 (受)信票	9 点 字 候 補 者 氏 名 票
鳥取市	150	4	5,700	400	600	200	200	5	53
米子市	100	4	5,500	400	600	200	200	5	37
倉吉市	90	4	2,000	200	300	100	100	5	31
境港市	40	4	1,500	200	250	100	100	5	16
国府町	40	4	400	100	80	100	50	5	17
岩美町	80	4	650	100	80	100	50	5	29
福部村	30	4	200	100	80	100	50	5	12
郡家町	60	4	450	100	80	100	50	5	23
船岡町	30	4	250	100	80	100	50	5	14
河原町	50	4	400	100	80	100	50	5	20
八東町	50	4	300	100	80	100	50	5	18
若桜町	60	4	250	100	80	100	50	5	22
用瀬町	40	4	200	100	80	100	50	5	15
佐治村	30	4	150	100	80	100	50	5	14
智頭町	30	4	450	100	80	100	50	5	11
気高町	40	4	450	100	80	100	50	5	16
鹿野町	30	4	250	100	80	100	50	5	11
青谷町	50	4	400	100	80	100	50	5	18
羽合町	30	4	350	100	80	100	50	5	11
泊村	10	4	150	100	80	100	50	5	7
東郷町	20	4	300	100	80	100	50	5	10
三朝町	60	4	400	100	80	100	50	5	30
関金町	30	4	200	100	80	100	50	5	12
北条町	30	4	350	100	80	100	50	5	14
大栄町	60	4	400	100	80	100	50	5	21
東伯町	50	4	550	100	80	100	50	5	19
赤碓町	50	4	400	100	80	100	50	5	19
西伯町	30	4	400	100	80	100	50	5	11
会見町	10	4	200	100	80	100	50	5	7
岸本町	20	4	350	100	80	100	50	5	10
日吉津村	10	4	150	100	80	100	50	5	5
淀江町	30	4	400	100	80	100	50	5	13
大山町	50	4	350	100	80	100	50	5	18
名和町	60	4	350	100	80	100	50	5	23
中山町	50	4	250	100	80	100	50	5	20
日南町	100	4	350	100	80	100	50	5	37
日野町	50	4	250	100	80	100	50	5	19
江府町	70	4	200	100	80	100	50	5	25
溝口町	60	4	250	100	80	100	50	5	24
都市計	380	16	14,700	1,200	1,750	600	600	20	137
町村計	1,500	140	11,400	3,500	2,800	3,500	1,750	175	595
合 計	1,880	156	26,100	4,700	4,550	4,100	2,350	195	732
予 備	120	44	100	300	250	100	450		28
(合計+予備)	2,000	200	26,200	5,000	4,800	4,200	2,800	195	760

(10) 参議院議員通常選挙における投票及び開票事務の取扱いについて（通知）

選管第106号
平成13年6月29日
各市町村選挙管理委員会委員長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の参議院議員通常選挙における投票及び開票事務の取扱いについては「参議院議員通常選挙の管理執行について」（平成13年5月24日付選管第35号本職通知）によるほか、下記事項に御留意の上、遺憾のないようにお願いします。

記

1 投票事務

投票事務の取扱いについては、別添の「投票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 投票管理者及び職務代理者

ア 投票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、選挙区選挙と比例代表選挙と同一人を選任すること。

イ 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、投票に関する手続のすべてについて、最終的な決定権を有すること。

したがって、投票事務が公正かつ的確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務のすべてについて常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

ウ 投票管理者と職務代理者は、同時に席を空けてはならないこと。

(2) 投票立会人

ア 投票立会人の選任に当たっては、選挙区選挙と比例代表選挙と同一人とし、当該投票区の選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て、市町村の選挙管理委員会が選任すること。

イ 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立会う職責を有すること。

ウ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。

(3) 投票事務従事者

ア 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。

イ 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分に説明しておくこと。

(4) 投票所の設備等

ア 投票所の門戸には必ず選挙区選挙と比例代表選挙との両選挙名を表示した標札を掲げておくこと。

イ 投票所の設備は、選挙区選挙と比例代表選挙との投票用紙を別々に交付するよう適正に配置すること。

ウ 投票管理者席、投票立会人席及び各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が一見して分かるよう掲示しておくこと。

エ 投票所内及び投票記載台の選挙区選挙の候補者氏名掲示及び比例代表選挙の政党等名称等掲示に当たっては、氏名及び党派名並びに政党等の名称、略称及び名簿登載者の氏名の記載内容に誤りはないか確認すること。

オ 選挙人に投票の記載方法の周知を図るため、その周知方法について創意工夫をすること。

カ 投票箱については、「投票事務取扱要領」により表示をすること。

キ 視力障害者に対する便宜供与の一つとして点字による候補者氏名票（選挙区選挙用）及び名簿届出政党等名称等票（名簿登載者氏名表、比例代表選挙用）を作成

し、送付するので、別途通知するところにより取り扱うこと。

ク 投票所には必ず時計を用意し、投票所の開閉を正確に行うこと。

(5) 投票の開始

ア 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。

この場合、投票立会人が2人に達しないときは、2人に達するまで当該投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から投票管理者が直ちに選任すること。

イ 最初に到着した選挙人の面前ですべての投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨当該選挙人に文書で証明してもらうこと。

ウ 選挙人名簿との対照に当たっては、単に入場券に頼ることなく、性別及び年齢等からも当該選挙人本人であることを確認すること。

エ 選挙人名簿に他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、当該選挙人の転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができないので、この点を本人に確かめるとともに、事前に二重登録の可能性のある者については、転出先の市町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。

オ 補正登録することができる者があった場合は、市町村の選挙管理委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。

カ 投票用紙の交付に当たっては、選挙区選挙と比例代表選挙とを別々に交付するとともに、それぞれ所定の用紙であることを確認して交付すること。

この場合、交付の際に交付係からそれぞれ口頭で「これは、選挙区選挙の投票用紙です。選挙区選挙の候補者の氏名を書いてください。」「これは、比例代表選挙の投票用紙です。投票は名簿登載者の氏名又は政党等の名称か略称を書いてください。」と説明する等、選挙人が投票の記載方法を誤らないよう十分配慮すること。

キ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、投票用紙に「点字投票」である旨の印を押して交付すること。

ク 代理投票は、身体の故障又は非識字のため自書することができない者に限られること。

代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聞いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、補助者2人を選任しなければならないこと。

(6) 投票所の閉鎖等

ア 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「投票所の入口」を閉じること。

イ 投票管理者は、不在者投票の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聞いて決定すること。

ウ 投票箱は、そのふたを閉じた後は、絶対に開いてはならないこと。

エ 投票管理者及び投票立会人は、選挙区選挙と比例代表選挙との、それぞれの投票録を作成し、署名すること。

オ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。

この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

2 開票事務

今回の通常選挙から、比例代表選挙の制度が非拘束名簿式に改められたことにより、開票に係る作業量の増大が見込まれるため、開票作業の進め方について再度検討を行い、迅速かつ正確な開票を図ること。

開票事務の取扱いについては、別添の「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理者

ア 開票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、選挙区選挙と比例代表選挙と同一人を選任すること。

イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十

分保たれているかどうか等開票事務のすべてについて、常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者が、その職に就いたときも同様であること。

ウ 開票管理者と職務代理者とは同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

ア 開票立会人は、選挙区選挙の候補者及び比例代表選挙の名簿届出政党等が、その市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目（7月26日）の午後5時までに当該市町村の選挙管理委員会に届け出ることになっていること。

この場合、候補者及び名簿届出政党等は、同一人を開票立会人となるべき者として届け出することはできないので、届出の受理に当たっては十分注意すること。

イ 開票立会人は、常に選挙区選挙及び比例代表選挙についてそれぞれ3人以上10人以下でなければならないこと。

この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上あるときは、その者の中から市町村の選挙管理委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。

(3) 開票事務従事者

ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。

イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分説明しておくこと。

ウ 事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の記章又は腕章を必ず付けるようにすること。

エ 事務従事者は、開票参観人等に疑惑を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

(4) 開票所の設備等

ア 開票所の門戸には、必ず選挙区選挙と比例代表選挙との両選挙名を表示した標札を掲げておくこと。

イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう配置すること。

ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないように配慮しておくこと。

エ 選挙区選挙については、参観人、報道関係者に各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

また、比例代表選挙についても、可能な限り掲示を行うこと。

オ 開票所の照明については、特に留意するとともに、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくこと。

カ 参観人は、当該市町村の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所等を記入させること。

キ 複写機を利用できる開票所にあつては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

(5) 開票の開始

ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら選挙区選挙及び比例代表選挙の開票立会人がそれぞれ3人以上いること及びすべての投票区の投票箱を受領していることを確認の上、開票開始宣言をすること。

この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、3人に達するまで当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から開票管理者が直ちに選任すること。

イ 投票箱は全部を一度に開き、まず選挙区選挙と比例代表選挙との投票の分別を行い、その後、各投票区の投票の内容がわからないように混同すること。

この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票及び投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聞いて決定しておくこと。

(6) 投票の処理

- ア 投票処理は、選挙区選挙を先に行い、その後比例代表選挙を行うこと。
- イ 投票処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理が迅速に行えるよう協力を得ること。
- ウ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の実例及び判例を研究しておくとともに、今回の比例代表選挙の投票効力の判定方法等についても、事前によく研究しておくこと。
- エ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。
- オ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。
この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に処理することのないよう特に留意すること。
- カ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者及び名簿届出政党等の得票数を朗読して、開票結果を確認すること。
- キ 比例代表選挙の投票処理は、選挙区選挙の投票と混同する恐れが全くなかった状態を確認の上、開始すること。
- ク 開票管理者は、開票が終了したときは、選挙区選挙及び比例代表選挙についてそれぞれの開票録を作成し、開票立会人とともに署名すること。

3 投票及び開票速報

投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報については、別途通知するところにより行うこと。

4 選挙時登録者数及び当日有権者数の報告

参議院議員選挙の選挙時登録者数及び当日有権者数の報告については、「参議院議員通常選挙における各種報告等について（通知）」（平成13年5月24日付選管第43号）及び「参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理について（通知）」（平成13年5月24日付選管第45号）により通知しているところによること。

- (1) 選挙時登録者数については、公示日前1日（7月11日）の午前9時30分までに報告すること。
- (2) 当日有権者数については、選挙期日前1日（7月28日）の午前9時30分までに（報告後数値に異動が生じた場合は、選挙当日の午後1時から4時までの間に一括して）報告すること。

なお、今回の当日有権者数には、住所移転等により表示がなされている者も含まれるので注意すること。

(11) 参議院議員通常選挙における投票速報及び開票速報の取扱いについて（通知）

選管第149号
平成13年7月19日
各市町村選挙管理委員会委員長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

平成13年7月29日執行の参議院議員通常選挙の投票及び開票速報については、別添の「参議院議員通常選挙 投・開票速報実施要領」により実施しますが、特に下記事項に注意して、この速報が迅速かつ的確に行われますようお願いいたします。

記

1 一般的事項

- (1) 投票及び開票速報の発信に当たっては、先に報告された予定時刻よりおくれることのないよう最前の努力を払われたいこと。
- (2) 通常時の投票及び開票の速報は、オンラインシステムにより実施すること。
- (3) オンラインに入力したデータは、必ず印刷して複数名で確認することとし、入力間違いにより間違った速報を行うことのないようにすること。
- (4) オンラインによりデータを送信する際には、送信する旨を電話により報告すること
- (5) 無効投票についても速報をいただくこととしているので、注意すること。

2 投票速報

- (1) 不在者投票を含むものであるので、十分注意すること。

3 開票速報

(1) 選挙区選挙

ア 開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う「確定報」と開票の中間の状況を速報する「中間報」（原則として4市のみ）の2種類があること。

イ 4市の中間報については、21時40分から30分おきに速報することとし、各速報時刻の10分前に送信できるように入力すること。

(2) 比例代表選挙

開票速報は、選挙区選挙と同様であること。

ただし、中間報は原則として行わないものであること。

4 無効投票速報

- (1) 無効投票速報は、比例代表の開票速報（確定報）に引き続きファクシミリにより行うこと。

- (2) 速報に当たっては、「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙無効投票速報発信表」及び「参議院比例代表選出議員選挙無効投票速報発信表」により行うこと。

なお、速報の際は、併せて無効投票率

$$\left(\frac{\text{無効投票速報発信票「合計」}}{\text{開票速報発信票「投票総数」}} \right) \text{ も速報すること。}$$

この場合の開票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めること。

5 訂正報

- (1) 訂正報告については、訂正を要する帳票（入力画面をページ印刷したもの）をファクシミリにより送信する。この場合、訂正箇所を明らかにするため、当該数字の頭に○印を記すとともに、既に報告済みの訂正前の数字を「訂正前」と明記して表示することとする。
ファクシミリ送信後、電話により訂正報を行う旨を連絡及び訂正理由を報告するとともに、オンラインにより正しいデータを速報するものであること。

6 オンライン不通時の速報

- (1) 機械の故障などオンラインによる報告ができない場合の報告は、ファクシミリにより実施すること。

*別添「参議院議員通常選挙 投・開票速報実施要領」…省略

(4 選挙事務執行体制 (2) 参議院議員通常選挙投開票状況の公表要領に収録)

(12) 参議院議員通常選挙における速報投票区の投票状況の速報の取扱いについて(通知)

選管第150号

平成13年7月19日

(速報投票区市町村) 選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

平成13年7月29日執行の参議院議員通常選挙における速報投票区の投票状況の速報については、別添の「参議院議員通常選挙推定投票率速報要領」により実施しますので、下記事項に御注意の上、適切に行うようよろしくお願いいたします。

記

- 1 速報は、9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、17時、17時30分、18時、19時、19時30分及び20時に行うこと。
- 2 速報時刻には、県において定時照会を行うので、速報責任者は、速報時刻の10分前現在で投票者数を記録し、電話口で待機すること。
- 3 7月28日の13時に予行照会を行うこと。
- 4 報告に使用する様式……別添のとおり

*別添「参議院議員通常選挙推定投票率速報要領」…省略

(4 選挙事務執行体制(2) 参議院議員通常選挙投開票状況の公表要領 に収録)

*報告に使用する様式…省略

(13) 参議院議員通常選挙に係る指定病院等における不在者投票の管理執行について（通知）

選管第83号
平成13年6月21日
各指定病院長 様
各指定老人ホームの長 様
各指定身体障害者更生援護施設長 様
各指定保護施設長 様
鳥取刑務所長 様
米子拘置支所長 様
美保学園長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）において、貴施設で行われる不在者投票の管理執行に当たっては、別添の「指定病院等における不在者投票事務処理要領」によるほか、特に下記事項について御留意の上、その取扱いに遺憾のないようよろしくお願いします。

記

1 基本的事項

- (1) 不在者投票制度は、選挙期日の前日（月 日）までに選挙人に投票させる例外的な措置であるので、その管理執行に当たっては、特に厳正に行い、疑義が生じた場合においては、勘や過去の経験に頼ることなく、常に法令等の根拠を確認の上、的確に処理すること。

なお、法令等の解釈等について疑義を生じたときは、当委員会又は市町村の選挙管理委員会と相談の上処理すること。

- (2) 参議院選挙では、参議院鳥取県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の2つの選挙が執行され、しかも今回の選挙が、比例代表選挙が非拘束名簿式に改められて初めて行われる選挙であることから、本日配布のチラシ及びパンフレット並びに別途配布予定の選挙のしおりにより選挙人への制度の周知を図りたいこと。

- (3) 不在者投票の事務は、迅速かつ的確に処理することが要求され、参議院選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙の2種類の投票があるので、事前にその事務分担及び処理について計画を立てておき、万全の事務処理が執行できるよう配慮すること。

2 選挙期日等及び不在者投票の期間

- (1) 選挙期日等は次のとおりであること。

選挙の期日 月 日（ ）

選挙期日の公示日 月 日（ ）

- (2) 不在者投票のできる期間は、選挙期日の公示日（月 日）から選挙期日の前日（月 日）までであること。

3 投票用紙の様式等

投票用紙の様式等は、選挙の種類により次のとおり異なるので、留意するとともに選挙人に周知しておくこと。

区分	投票用紙の色	文字の色	投票方法
選挙区選挙	薄い黄色	黒 色	候補者個人名を記入
比例代表選挙	白 色	赤 色	名簿登載者の氏名又は名簿届出政党等の名称若しくは略称を記入

4 不在者投票ができる者

指定病院等で不在者投票をすることができる者は、当該指定病院等に入院（所）している選挙人で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項各号の不在者投

票事由に該当することが見込まれる者に限られること。

したがって、当該施設で働いている人等は、当該施設での不在者投票はできないこと。

5 投票用紙等の請求

投票用紙等の請求は、当該選挙期日の公示日（月 日）前においても請求できるが、市町村の選挙管理委員会が交付するのは原則として公示日（月 日）以後であること。

6 投票の手続き等

（1）投票の順序は、先に選挙区選挙、続いて比例代表選挙を行うこととし、投票記載台は2箇所設けること。

（2）投票の記載場所については、事前に選挙人に周知するとともに、投票の秘密保持ができるよう十分配慮し、特定の候補者や政党等の選挙運動員等が、選挙人の投票に影響を及ぼすことのないよう注意すること。

また、投票を記載する場所には候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示してはならないものであること。

なお、指定病院等においては、名簿登載者の氏名並びに名簿届出政党等の名称及び略称の掲示、選挙区選挙の候補者の氏名及び党派別の掲示はできないものであること。

（3）投票に当たっては、自由・公正・平等をモットーとし、選挙人に威圧感を与えることがないように配慮するとともに、選挙権を有する者を1人以上必ず立ち合わせること。

なお、立会人は、不在者投票管理者若しくはその業務補助者又は代理投票の補助者と兼ねることができないこと。

（4）選挙人から候補者の氏名等又は政党等の名称を確認したい旨の申し出があった場合は、次により応ずること。

選挙区選挙：当委員会が公示日の翌日（月 日）に送付する候補者の氏名等を告示した鳥取県公報又は市町村の選挙管理委員会が公示日後5日（月 日）以降送付する選挙公報で応ずること。

比例代表選挙：当委員会が公示日の翌日（月 日）に送付する参議院名簿登載者の氏名並びに名簿届出政党等の名称及び略称についての別途通知又は市町村の選挙管理委員会が公示日後6日（月 日）以降送付する選挙公報で応ずること。

（5）選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙の交付に誤りがないよう留意すること。

また、非拘束名簿式比例代表制の導入により、比例代表選挙が候補者氏名又は政党等名での投票となったことから、投票用紙の交付に当たっては、選挙人1人1人に「この投票は鳥取県選挙区選挙です。投票は鳥取県選挙区の候補者個人の氏名を記載してください。」「この投票は比例代表選挙です。参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載してください。」というように適切に注意を与えるとともに、選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙等を別々によく確認してもらったうえで1枚ずつ交付すること。

（6）投票の記載所における投票用紙等の提示、投票用紙への記載、内封筒及び外封筒への封入という所定の手続を経て選挙人から記載済みの投票用紙を封入した不在者投票用封筒の提出を受けたときは、不在者投票用外封筒表面の投票者の署名を必ず確認すること。

（7）投票が終わった投票用紙等は、選挙期日（月 日）までに、選挙人の属する市町村の選挙管理委員会に必ず到着するよう措置すること。

投票所閉鎖時刻までに投票管理者に届かないものは、投票行為自体が無効となるので、郵送によるときは、郵送期間の余裕をみて、早目に送付すること。

7 不在者投票に要する経費

不在者投票に要した経費については、別に定める基準により算定し、交付されるものであること。

8 その他

（1）不在者投票管理者が不在者投票に関しその業務上の地位を利用して選挙運動をすることは、罰則をもって禁止されていること。

（2）代理投票を行わせる場合には、法令の定めるところによりその手続きに間違いがないよう特に留意すること。

(14) 在外投票に係る事務処理における留意事項（物品配布及び郵便投票に関するもの）について（通知）

選管第15号
平成13年5月8日
各市町村選挙管理委員会委員長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

在外投票に係る事務処理における留意事項については、既に平成11年12月28日付選管第161号及び平成12年4月7日付選管第5号で通知しているところですが、今夏に予定される第19回参議院議員通常選挙に係る在外投票用紙等については、郵便による在外投票の投票用紙等の請求があった在外選挙人に対する交付を平成13年5月23日（水）より開始することとなっております。

在外選挙制度による投票は、参議院議員選挙では今回の選挙が初めてで、比例代表選挙についてのみ行われるものであります。

ついては、下記の事項にご留意いただき、投票用紙等物品の取扱いに十分な措置を講じていただくとともに、郵便投票を行う在外選挙人への投票用紙等の交付に際して万全を期していただきますようお願いいたします。

記

第1 基本的事項

1 市町村選管への投票用紙等の交付

在外選挙用投票用紙等（以下「投票用紙等」という。）は、総務省において作成し、県の選挙管理委員会（以下「県選管」という。）を経由して各市町村の選挙管理委員会（以下「市町村選管」という。）に配布されるものであること（公職選挙法施行令（以下「令」という。）第65条の18）。

なお、在外選挙人への在外選挙用投票用紙（以下「投票用紙」という。）の交付期間が長期にわたるので、保管については万全を期すこと。万一紛失等の事故が発生した場合、投票用紙を作成し、配布し直す等の措置が必要となることもあり得るので、保管については十分な措置を講ずること。

2 在外選挙人への投票用紙等の交付

投票用紙等は、在外公館の長又は在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村選管（以下「登録地選管」という。）の委員長において交付されるものであること。

在外公館の長は、在外公館投票を行う在外選挙人に対してのみ投票用紙等を交付し、登録地選管の委員長は、郵便投票又は帰国投票を行う在外選挙人に対してのみ投票用紙等を交付することとなること。

第2 市町村選管への投票用紙等の交付に関する事項

1 市町村選管からの交付請求

投票用紙等の交付請求は、市町村選管の委員長が県選管の委員長を経由して総務大臣に対して書面をもって行うこととされていること（令第65条の18）。

なお、この書面（投票用紙等請求書）は投票用紙等の交付を受ける際に、受領書とともに提出することにより足るものであること（2（1）及び（2）参照）。

2 市町村選管への交付

(1) 交付

市町村選管の委員長は、総務大臣から県選管の委員長を経由して交付される投票用紙等を受領したときは、数量等を確認し、直ちに「投票用紙等交付請求書兼受領書」を県選管の委員長に提出すること。

なお、投票用紙等の配布計画については、平成 13 年 4 月 19 日付選管第 11 号及び同月 25 日付選管第 16 号で既に通知したところであること。

(2) 投票用紙等の追加交付

市町村選管の委員長は、在外選挙人名簿の登録状況や選挙人からの投票用紙等の請求状況等から投票用紙等が不足する恐れがあると認めた場合においては、県選管の委員長に対して投票用紙等の追加交付を請求すること。

県選管の委員長は、市町村選管の委員長から投票用紙等の追加交付の請求を受けた場合には、県に留保している投票用紙等から追加交付を行う。

なお、県に留保している投票用紙等が追加交付に必要な数量に不足する場合には、県選管の委員長が総務大臣に対して追加交付の請求を行うこととなるので、県選管の委員長に対する投票用紙等の追加交付の請求に際しては、予め時間的余裕をもって連絡すること。

第3 在外選挙人への投票用紙等の交付に関する事項

1 在外選挙人からの交付請求

在外選挙人は、選挙の期日前 4 日までに、登録地選管の委員長に対して、当該在外選挙人が署名（点字によるものを除く。）をした文書により、在外選挙人証を提示して直接に、又は在外選挙人証を同封した郵便をもって、投票用紙等の交付を請求すること。（令第 59 条の 3 及び第 65 条の 11）

2 登録地選管の確認事務

1 による投票用紙等の請求を受けた登録地選管の委員長は、次に定めるところにより所要事項を確認すること。

①提示された在外選挙人証の裏面の記載により、既に当該選挙に係る投票用紙等の交付を受けていないか確認すること。

②在外選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求した在外選挙人が在外選挙人名簿に登録されているか確認すること。

③在外選挙人名簿等により、郵便投票ができる者に該当するか確認すること。

3 在外選挙人への送付

登録地選管の委員長は、2 により郵便投票ができると認めたときは、下記のものを各在外選挙人ごとにそれぞれ一つずつ投票用紙等発送用封筒に入れ、必ず郵便をもって、当該在外選挙人証に記載されている住所に EMS（国際エクスプレスメール）等で発送すること。

①投票用紙

②在外投票用内封筒（以下「内封筒」という。）

③郵便投票における在外投票用外封筒（以下「郵便投票用外封筒」という。）…表面に「投票者氏名」及び「在外選挙人証の交付番号」を記入すること（在外選挙執行規則第 16 条の 2）。

④在外選挙人から送られてきた在外選挙人証…裏面に「選挙の種類（期日）」、「投票

用紙等を交付した年月日」及び「投票用紙等を交付した在外公館等」を記入すること（令第65条の11）。

⑤在外選挙人が登録地選管に対し投票用紙を送付するのに用いる封筒（以下「投票送付用封筒」という。）…表面に宛先となる登録地選管の名称及びその所在地を記入すること。

⑥郵便投票用紙等関係書類の送付について（郵便投票の仕方）の通知文書

なお、選挙の期日の公示の日前に投票用紙等の請求を受けた場合には、任期満了の日前60日に当たる日（平成13年5月23日）以後直ちに投票用紙等を郵送により発送すること（在外選挙執行規則第23条）。

また、登録地選管の委員長は、在外投票事務処理簿を備え、投票用紙等の交付状況等必要事項を記載すること（令第65条の19）。

○郵送方法（国際郵便）についての注意事項

投票用紙等を送付する際の国際郵便は、原則としてEMSによるものとし、それが困難な場合には航空書留速達郵便を、それも困難な場合には航空書留郵便を利用すること（国外の一部の地域においては、EMS及び航空書留速達郵便を取り扱わない地域があるので、事前に郵便局と打ち合わせをしておくこと。）。

・EMSを用いる場合

投票用紙等発送用封筒の表面に既に記載されている「Express」、「AIR MAIL」及び「Registered」のすべての記載を覆うようにEMSの宛先伝票（郵便局に用意してあるものを予め必要枚数分用意しておくこと。）を貼り付けること。

・航空書留速達郵便を用いる場合

投票用紙等発送用封筒の表面の記載（「Express」、「AIR MAIL」及び「Registered」）がすべて見えるように宛名等を記載すること。

・航空書留郵便を用いる場合

投票用紙等発送用封筒の表面の記載のうち「Express」を抹消して宛名等を記載すること。

○宛先等を記載する文字についての注意事項

投票用紙等発送用封筒の宛先及び差出人の住所欄に使用する文字は、原則として在外選挙人名簿登録申請書等の住所欄に記載されている文字によること。ただし、それがローマ字（これに類する文字を含む。以下同じ。）又は漢字（以下「ローマ字等という。」）以外の文字で記載されている場合は、次のとおり取り扱うこと。

・投票用紙等発送用封筒の宛先のうち、州、省、県、郡、市等の地域の名称については、在外選挙人名簿登録申請書等の「住所（カタカナ表記）」欄の記載をローマ字により表記したものを（ ）書きで併記すること。

・投票用紙等発送用封筒の宛先のうち、氏名については、在外選挙人名簿の登録申請書等の「住所（外国語表記）」欄の氏名がローマ字等以外の文字により記載されている場合には、ローマ字により表記したものを（ ）書きで併記すること。

・投票用紙等発送用封筒の差出人名等（登録地選管の名称及び住所）は、ローマ字により記載すること。

・投票送付用封筒の宛先（登録地選管の名称及び住所）は、ローマ字により記載すること。

4 職権による在外選挙人証の再交付等

(1) 再交付

投票用紙等の請求の際に提示された在外選挙人証が著しく汚損していたり、所要事項の記載をすべき余白がない場合、登録地選管の委員長は、職権により在外選挙人証を再交付することができること（令第23条の8、在外選挙執行規則第12条）。

なお、再交付する場合は、再交付した在外選挙人証に投票用紙等を交付した旨の記載をすること。

(2) 記載事項の変更

公職選挙法第30条の12第1項の規定による本籍地の市町村長からの通知により在外選挙人証の記載事項を変更しなければならない場合には、登録地選管の委員長は、在外選挙人証の記載事項を変更することができること（在外選挙執行規則第10条）。

第4 郵便投票に関する事項

投票用紙等の交付を受けた在外選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があった日以降、その現在する場所において次の事項を行うこととなること（令第59条の3、第65条の12）。

- ・自ら投票の記載をし、内封筒に投票用紙を入れ、封をすること。
- ・当該内封筒を郵便投票用外封筒に入れて封をし、郵便投票用外封筒の表面の「投票記載年月日」、「投票記載場所」の各欄に記入し、「署名」の欄に署名（点字によるものを除く。）をすること。
- ・当該郵便投票用外封筒を投票送付用封筒に入れて封をし、当該在外選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票所が閉じる時刻までに当該指定在外選挙投票区の投票管理者に到達するように登録地選管に郵送すること。

(15) 在外投票に係る物品等の配布について（通知）

選管第11号

平成13年4月19日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第19回参议院議員通常選挙に係る在外投票用紙等については、郵便による在外投票の投票用紙等の請求があった在外選挙人に対する交付を平成13年5月23日（水）より開始することとなっております。

在外投票については、投票用紙等の必要物品を国において作成し、県選管を通して配布されることとなっております。

本県においては、下記のとおり配布する予定ですので、予めご承知いただくとともに、投票用紙等の保管にご留意いただきますようお願いいたします。

なお、これらの物品の配布請求等の手続については、平成12年4月7日付選管第5号により通知したところでありますが、受領の上は、別添の在外投票関係様式集の別紙2に必要事項を記入の上、送付いただきますようお願いいたします。

おって、今回配布のない市町村においても、新たに在外選挙人名簿への登録があるなど投票用紙等の配布が必要となる場合があるので、投票用紙等の交付手続の準備について遺漏のないようご留意願います。

記

- 1 配布物品の種類及び数量
別紙1「在外投票物品配布一覧表」のとおり
- 2 配布方法
別紙2「配布計画表」のとおり

別紙1 在外投票物品配布一覧表

市町村	投票用紙	点字 投票用紙	内封筒	帰国投票 用外封筒	郵便投票 用外封筒	郵便投票 の仕方	投票用紙等 交付用封筒	投票用紙 送付用封筒
鳥取市	26	2	26	26	26	26	26	26
米子市	24	2	24	24	24	24	24	24
倉吉市	15	2	15	15	15	15	15	15
境港市	4	2	4	4	4	4	4	4
国府町	2	1	2	2	2	2	2	2
岩美町	4	2	4	4	4	4	4	4
福部村	0	0	0	0	0	0	0	0
郡家町	2	1	2	2	2	2	2	2
船岡町	2	1	2	2	2	2	2	2
河原町	2	1	2	2	2	2	2	2
八東町	4	2	4	4	4	4	4	4
若桜町	0	0	0	0	0	0	0	0
用瀬町	3	1	3	3	3	3	3	3
佐治村	1	1	1	1	1	1	1	1
智頭町	5	2	5	5	5	5	5	5
気高町	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿野町	1	1	1	1	1	1	1	1
青谷町	0	0	0	0	0	0	0	0
羽合町	1	1	1	1	1	1	1	1
泊 村	1	1	1	1	1	1	1	1
東郷町	4	1	4	4	4	4	4	4
三朝町	10	2	10	10	10	10	10	10
関金町	0	0	0	0	0	0	0	0
北条町	2	1	2	2	2	2	2	2
大栄町	1	1	1	1	1	1	1	1
東伯町	10	2	10	10	10	10	10	10
赤碕町	5	2	5	5	5	5	5	5
西伯町	6	2	6	6	6	6	6	6
会見町	2	1	2	2	2	2	2	2
岸本町	7	2	7	7	7	7	7	7
日吉津村	0	0	0	0	0	0	0	0
淀江町	2	1	2	2	2	2	2	2
大山町	3	1	3	3	3	3	3	3
名和町	1	1	1	1	1	1	1	1
中山町	0	0	0	0	0	0	0	0
日南町	6	1	6	6	6	6	6	6
日野町	2	1	2	2	2	2	2	2
江府町	0	0	0	0	0	0	0	0
溝口町	3	1	3	3	3	3	3	3
合計	162	44	162	162	162	162	162	162
総務省配布数	184	100	184	184	184	184	184	184
県留保分	22	56	22	22	22	22	22	22

(16) 船員の不在者投票に関する事項について（通知）

選管第48号
平成13年5月24日
各市町村選挙管理委員会委員長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の参議院議員通常選挙の管理執行については、本日付選管第35号により通知した所ですが、船員の不在者投票の事務処理については、下記の事項に留意されその措置に遺漏のないようお願いします。

記

1 一般的事項

船員の不在者投票については、その職務の性質上、一般の不在者投票のほかに、指定港における不在者投票、船舶内における不在者投票及び洋上投票の制度が設けられているが、市町村の選挙管理委員会においては、これらの不在者投票における投票方法の周知を図るとともに、船員の不在者投票制度を利用するためにはあらかじめ選挙人名簿登録証明書の交付を受けておく必要があることについても周知を徹底すること。

2 指定港の市町村の選挙管理委員会における事務処理について

公職選挙法施行令第51条に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会（鳥取市、境港市、岩美町、赤碕町）においては、選挙公報等を備えておき、選挙人である船員の要望に応じてこれを閲覧させる等の便宜を供与するよう努めること。

また、投票用紙の交付に誤りのないよう十分留意すること。

3 洋上投票について

公職選挙法第49条第3項に規定する総務省令で指定する市町村（境港市）においては別添の総務省選挙部長通知（平成13年5月16日付総行管第154号）に留意の上、その管理執行に支障のないよう万全を期すこと。

4 船員の名簿登録地市町村の選挙管理委員会における事務処理について

洋上投票については、上記3の通知に留意の上、その件数の推計を行っておくとともに、投票管理者等に洋上投票制度の趣旨、特に下記の事項を周知徹底し、適正な手続で行われた投票が無効とされることのないよう万全を期すこと。

(1) 洋上投票がファクシミリ装置を用いて送信されるものであること。

(2) 平成12年5月1日以前に従来の指定船舶の不在者投票の制度による投票用紙等保管箱又は投票用紙等保管用封筒の交付を受けた指定船舶では、従前の例により従来の指定船舶における不在者投票が行われること。

(3) 参議院比例代表選出議員選挙制度の改正に伴い、洋上投票に用いる投票送信用紙の様式の改正が行われたが、改正前の様式の準じて調整された投票送信用紙についても、第19回参議院議員通常選挙の投票送信用紙として交付されたものに限り改正後の様式に準じて調製されたものと見なされること。

(17) ポスター掲示場減数協議書の提出について (通知)

選管第41号
平成13年5月24日
各市町村選挙管理委員会委員長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場(参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係るもの)の総数を減じる場合は県選挙管理委員会と協議を行うこととされています。ついては、ポスター掲示場の減数を行うとする市町村は、減数協議書を下記の要領により提出してください。

なお、減数を行わない市町村については、その旨及び算定した法定設置数を報告していただきますようお願いいたします。

記

- 提出期限 平成13年6月5日(火)(必ず到着のこと。)
- ポスター掲示場減数協議書(様式は別紙1のとおり)
鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)別記第5号様式の2により作成することとし、減数協議書と設置計画表とは別葉とすること。
なお、この場合の法定設置数の算定に用いる選挙人名簿登録者数は、平成13年3月2日現在の定時登録の数によること。
- その他
ポスター掲示場の区画数については「8」とされる予定であり、その体裁は、別紙2に準じることとされる予定であるので、設置場所を決定するに当たっては、設置予定場所をあらかじめ実地に調査し、設置することが実際に可能かどうかその状況を的確に把握した上で決定すること。

(別紙1)

ポスター掲示場減数協議書

近く執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法第144条の2第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、同条第2項ただし書の規定により次のとおり減じたいので、関係書類を添えて協議します。

平成 年 月 日
(市町村)選挙管理委員会委員長 氏 名
鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

記

- ポスター掲示場の法定総数 箇所
- ポスター掲示場を減じようとする数 箇所
- 設置するポスター掲示場の総数 箇所

添付書類

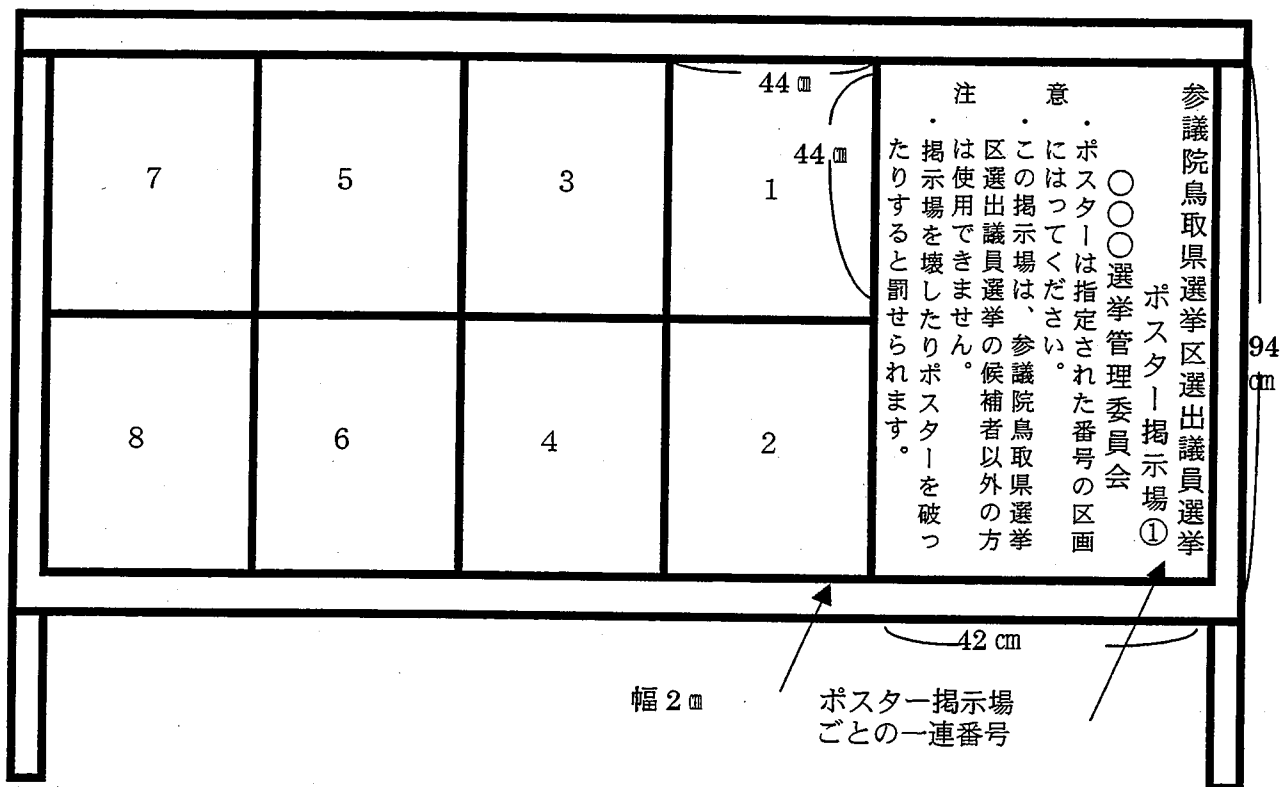
ポスター掲示場設置計画表

投票区名	選挙人名簿登録者数	投票区的面積	法定の設置数(A)	設置計画の数(B)	増△減(B)-(A)	世帯数	集落数	ポスター掲示場の総数を減じようとする理由
計								

備考

- 「選挙人名簿登録者数」は、平成13年3月2日現在の定時登録の数によること。
- 住宅地、耕地、山林、池沼の区別が表示された地図に、投票区の区域及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したものを添付すること。

(別紙2) ポスター掲示場の体裁



(注意)

- (1) 選挙名は、「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙」すること。
- (2) 区画番号は、一連番号とすること(上図番号のとおり。)
- (3) 見出し、注意事項及びポスター掲示場ごとの一連番号は、必ず区画の右側に設けること。
- (4) 1区画の大きさは、44 cm×44 cmとし、この大きさの外側に幅2 cmの区画線を設けること。

(18) 参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理について (通知)

選管第45号
平成13年5月24日
各市町村選挙管理委員会書記長 様
鳥取県選挙管理委員会事務局長

近く執行予定の参議院議員通常選挙における選挙人名簿の選挙時登録に係る選挙人名簿の整理は、別紙のとおりとなりますのでお知らせします。

なお、これは平成13年7月12日(木)に公示され、同月29日(日)が選挙期日となることを想定したものです。選挙期日、縦覧期間等がこれと異なる場合も考えられますので、念のため申し添えます。

【別紙】

想定 公示日：平成13年7月12日
投票日：平成13年7月29日

第19回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の整理について

1 選挙人名簿登録基準日等

- ◎ 登録基準日 平成13年7月11日(水)
ただし、年齢については、同月29日(日)とする。
- ◎ 登録日 平成13年7月11日(水)
- ◎ 縦覧期間 平成13年7月12日(木)から同月13日(金)まで

2 選挙時登録(平成13年7月11日)

昭和56年7月30日以前に出生したもので、
平成13年4月11日以前に転入届をしたものを、
平成13年7月11日(水)に登録すること。

3 随時抹消

- (1) 平成13年7月11日(水)までに、
平成13年3月10日以前に転出したものを抹消すること。
- (2) 平成13年7月29日(日)までに、
平成13年3月28日以前に転出したものを抹消すること。

4 平成13年7月29日(日)の選挙人名簿の状態

昭和56年7月30日以前に出生したもので、
平成13年4月11日以前に転入届をしたものは、登録されており、
平成13年4月12日以後に転入届をしたものは、登録されていない。
平成13年3月28日以前に転出したものは、抹消されており、
平成13年3月29日以後に転出したものは、その旨表示されている。

5 二重登録

次の期間に、旧住所地から転出し、新住所地に転入届をしたものは二重登録の可能性があるため、これらのものについては、新・旧両住所地間において連絡をとり、新住所地で登録されたものは、旧住所地では投票できないので、そのことを関係者に周知させておくこと。

二重登録の可能性がある期間

異動月日	3月28日	3月29日	3月30日
転入届 (新住所地)	○	○	○
転出 (旧住所地)	×	○	○

4月10日	4月11日	4月12日
○	○	×
○	○	○

(19) 平成 13 年 7 月 29 日執行予定参議院議員通常選挙選挙人名簿登録者数
及び平成 13 年 7 月 29 日執行予定参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の
選挙運動費用制限額について

1 参議院議員通常選挙選挙時登録

1 基準日 : 7月11日 (ただし、年齢については7月29日)

2 登録日 : 7月11日

3 登録者総数

(1) 総 数 492,478人

(2) 市町村別登録者総数 別紙一覧表のとおり。(省略)

4 登録者総数の比較

平成 10 年 7 月 12 日執行の参議院議員通常選挙に比較して、

9,679人 (2.00%) 増

増加数最高団体 鳥取市 4,292人

減少数最高団体 日南町 $\Delta 218$ 人

増加率最高団体 日吉津村 8.03%

減少率最高団体 日南町 Δ 3.56%

2 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の選挙
運動に関する支出金額の制限額 (法定選
挙費用額)

30,102,300円

(参考)

1 根拠法令 : 公職選挙法第194条、公職選挙法施行令第127条

2 算式 $= 13\text{円 (人数割額)} \times (\text{選挙人名簿登録者数}) \div 1 (\text{選挙区の議員数})$
 $+ 2,370\text{万円 (固定額)}$

選挙人名簿登録者数 : 7月11日現在登録者数 492,478人

選挙区の議員数 : 1人

3 計 算 $= 13\text{円} \times \underline{492,478\text{人}} + 23,700,000\text{円}$
 $= 30,102,214\text{円}$
 $\approx 30,102,300\text{円}$
(100円未満の端数は100円とする。)

4 比 較

前回の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙 (平成10年7月12日執行)

29,976,400円 (今回125,900円増)

(20) 在外選挙人名簿の縦覧期間及び選挙人名簿の登録基準日等について

事務連絡
平成13年7月3日
各市町村選挙管理委員会事務局担当者 様
鳥取県選挙管理委員会事務局

このことについて、総務省選挙部管理課長から下記のとおりである旨の連絡がありましたので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

- 1 在外選挙人名簿の縦覧期間
平成13年7月12日(木)から平成13年7月16日(月)まで(5日間)
- 2 選挙人名簿の登録基準日等
 - (1) 基準日 平成13年7月11日(水)
ただし、年齢については
平成13年7月29日(日)
 - (2) 登録日 平成13年7月11日(水)
 - (3) 縦覧期間 平成13年7月12日(木)から平成13年7月13日(金)まで
(2日間)

(21) 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数の報告について

事務連絡
平成13年7月9日
各市町村選挙管理委員会事務局担当者 様
鳥取県選挙管理委員会事務局

このことについては、平成13年5月24日付選管第43号、平成13年5月24日付選管第45号及び平成13年6月29日付選管第106号で通知しているところですが、参議院議員通常選挙に係る選挙人名簿登録者数等については、下記の点に留意の上、報告時間に遅れないようにしてください。

記

- 1 選挙人名簿登録者数
 - (1) 報告期限は、7月11日 午前9時30分までであること。
 - (2) 住民基本台帳担当課との連絡を必ず行い、死亡者数等を的確に把握し、後刻訂正を行うことのないようにすること。
 - (3) 平成13年6月2日の定時登録者数として当委員会に報告した数を確認の上報告すること。(6月、7月に選挙を執行した市町村にあっては、様式中選挙時登録者数の記載が必要となるので特に注意すること。)
 - (4) 報告は、ファクシミリ(0857-22-7016)で行うこと。
また、後日公文書の送付は不要であること。
 - (5) 様式はA4判のままで、報告すること。
- 2 在外選挙人名簿登録者数
 - (1) 報告期限は、7月12日 午前9時30分までであること。
なお、在外選挙人名簿への登録及び抹消は委員会決定事項であるため、7月11日において登録者数が確定した段階で報告しても差し支えないこと。
(7月12日から7月29日までの間は登録を行えないこと。)
 - (2) 住民基本台帳担当課との連絡を必ず行い、死亡者数等を的確に把握し、後刻訂正を行うことのないようにすること。
 - (4) 平成13年6月3日時点の登録者数として当委員会に報告した数を確認の上報告すること。
 - (5) 報告すべき数は、7月12日縦覧開始時点における在外選挙人名簿への登録者数であり、縦覧に供する者の数とは異なるものであること。

(7月12日に縦覧に供する者は、前回(6月3日)縦覧開始時点以後7月11日までに新規に登録した者である。)

(5) 報告は、ファクシミリ(0857-22-7016)で行うこと。

また、後日公文書の送付は不要であること。

(6) 様式はA4判のままで、報告すること。

(22) 選挙当日選挙人名簿(在外選挙人名簿)登録者数及び有権者数報告について(通知)

選管第132号

平成13年7月19日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長

このことについては、平成13年5月24日付選管第43号当委員会委員長通知で7月28日午前9時30分までの報告をお願いしているところですが、報告に当たっては下記の点に留意してください。

また、数値に異動を生じた場合の7月29日の報告を今回は廃止することとしましたのでご注意ください。

記

第1 選挙人名簿関係

1 選挙当日登録者数(D)

- (1) 基準日以降の補正登録者を含むこと。
- (2) 抹消されている者は含まないこと。
- (3) 住所移転、失権等によってその旨の表示がなされている者は含むこと。

2 選挙当日有権者数(E)

- (1) 抹消されている者は含まないこと。
- (2) 失権の表示がなされている者は含まないこと。
- (3) 住所移転により表示がなされている者は含むこと。(他の市町村との二重登録者も含むこと。)

第2 在外選挙人名簿関係

1 公示日から選挙期日までの間は、登録を行わないこととなっているので、(B)欄は記入すべきものではないこと。

2 選挙当日登録者数(D)

- (1) 抹消されている者は含まないこと。
- (3) 住民票作成、失権等によってその旨の表示がなされている者は含むこと。

3 選挙当日有権者数(E)

- (1) 抹消されている者は含まないこと。
- (2) 失権の表示がなされている者は含まないこと。
- (3) 住民票作成により表示がなされている者は含むこと。(選挙人名簿との二重登録者も含むこと。)

第3 その他

- 1 当日は、休日であるので、住民基本台帳所管部局との連絡体制を確立し、死亡者等の把握を確実に行うこと。
- 2 報告時間を厳守すること。
- 3 後日、文書を郵送する必要はないこと。

様式第 5 号

参議院議員通常選挙当日選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

選挙管理委員会

平成 13 年 7 月 28 日現在

区分	選挙時登録日 (13. 7. 11) 現在登録者数 (A)	選挙時登録に係 る補正登録者数 (B)	随時まつ消者数 (C)	選挙当日登録者 数(D) = (A + B - C)	選挙当日有権者 数(E)
男					
女					
計					

- (注) 1 7月28日午前9時30分までにファクシミリで報告すること。
 2 (D)と(E)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由も報告すること。
 3 (E)欄には「転出」の表示がなされている者も含まれること。
 (廃止) 報告後数値に異動が生じた場合、選挙当日(7月29日)の午後1時から4時までの間に一括してその数を報告すること。

様式第 5 号の 2

参議院議員通常選挙当日在外選挙人名簿登録者数及び有権者数報告書

選挙管理委員会

平成 13 年 7 月 28 日現在

区分	直近縦覧時 (13.7.12)の 登録者数 (A)	縦覧時以降 に登録され た者の数 (B)	縦覧時以降 に抹消され た者の数 (C)	選挙当日登 録者数 (D) = (A+B -C)	選挙当日有 権者数 (E)	備考
男						
女						
計						

* 公示日から選挙期日までの間は、登録を行わないこととなっているので、(B)欄は記入すべきものではないこと。

- (注) 1 7月28日午前9時30分までにファクシミリで報告すること。
 2 (D)と(E)は必ずしも一致しないものであるが、異なる場合はその理由も報告すること。
 3 (E)欄には、在外選挙人名簿に「住民票作成」の表示がなされている者(日本に帰国し、国内の市町村において新たに住民票作成された日後4ヶ月を経過しない者。したがって、今回の選挙でこの表示がなされている者は、平成13年3月29日以後に住民票が作成された者である。)も含まれること。
 (廃止) 報告後数値に異動が生じた場合、選挙当日(7月29日)の午後1時から4時までの間に一括してその数を報告すること。

(23) 選挙関係郵便物の早期郵送等について（通知）

選管第122号
平成13年7月3日
各市町村選挙管理委員会委員長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

第19回参議院議員通常選挙は、平成13年7月29日に執行される予定であります。ご承知のように選挙運動期間中には、大量の各種選挙関係郵便物が短期間に集中して送付されることになります。投票入場券、不在者投票関係文書、関係機関との連絡文書等郵送を必要とする文書について、あらかじめ関係郵便局と緊密な連携を図るとともに、できる限り早期に郵送する等その処理について格別の御配慮をお願いします。

なお、在外投票の取扱いについては、既に平成13年5月8日付選管第15号及び「在外選挙事務取扱要領」でお知らせしているところですが、郵便による在外投票を行う選挙人には郵送に相当長期間を要する者もあることから、あらかじめ名簿登録者毎の郵送方法（国際郵便の種別）を確認し、宛名ラベルやEMS専用ラベルを事前に作成しておくなどして、速やかな発送が行えるようご準備をお願いします。

(24) 選挙関係郵便物の郵送の確保について（依頼）

選管第122号
平成13年7月3日
鳥取中央郵便局長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

第19回参議院議員通常選挙は、平成13年7月29日に執行される予定であります。ご承知のように選挙運動期間中には、大量の各種選挙関係郵便物が短期間に集中して送付されることになります。

これらの郵便物は、いずれも公職選挙法その他の法令に基づき送付されるものであり、選挙の性格上、その迅速かつ確実な送付が特に要請されるものであります。

また、郵便による在外投票を行う選挙人には郵送に相当長期間を要する者もあり、さらに選挙人の居住地毎に郵送方法（国際郵便の種別）が異なる場合もあることから、各市町村の選挙管理委員会においても宛名ラベルやEMS専用ラベルの事前作成などの準備の必要があり、その際には各関係郵便局からのご協力が必要となる場合があります。

ついては、上記の趣旨に鑑み、選挙関係郵便物の集配等の処理及び市町村の選挙管理委員会への協力について、格段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

(25) 参議院議員通常選挙の投・開票日における電力の確保について（依頼）

選管第121号

平成13年7月3日

中国電力株式会社鳥取支店長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

平成13年7月29日執行予定の参議院議員通常選挙における各市町村の開票場所等は別紙のとおりでありますので、投・開票当日停電等のないようよろしくお願い計らいください。

また、投・開票当日は、鳥取県庁総務部市町村振興課内において、投・開票速報を電算処理により集計しておりますので、併せてご配慮をお願いします。

(26) 参議院議員通常選挙の投・開票日における通信線等の確保について（依頼）

選管第121号

平成13年7月3日

西日本電信電話株式会社鳥取支店長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長

平成13年7月29日執行予定の参議院議員通常選挙における各市町村の開票場所等は別紙のとおりでありますので、投・開票当日の通信線等の確保について格別のご配慮をお願いします。

また、投・開票当日は、総務省、鳥取県庁総務部市町村振興課及び上記の開票所との間で、投・開票速報を電話、ファクシミリ及びオンラインにより送受信しておりますので、併せてご配慮をお願いします。

(27) 参議院議員通常選挙の実施に伴う投・開票所等の警備について（依頼）

選管第119号
平成13年7月3日
鳥取県警察本部長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

第19回参議院議員通常選挙は、御承知のとおり7月29日に執行される予定であります。

つきましては、これまでも投・開票所等の警備には御協力をいただいているところでありますが、今回の選挙に際し市町村の選挙管理委員会から各所轄の警察署に対して警備の依頼がありましたときは、業務御多忙中とは存じますがご対応いただきたく、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

(28) 参議院議員通常選挙の実施に伴う投・開票所等の警備について（通知）

選管第119号
平成13年7月3日
各市町村選挙管理委員会委員長 様
鳥取県選挙管理委員会委員長

このことについて、別添写しのとおり依頼しましたので御了知いただくとともに、貴職におかれましても、所轄の警察署に対して、貴職の管理する不在者投票記載場所、投票所、開票所等についての警戒要請を行ってください。

(29) 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙立候補予定者説明会交付資料一覧

品目	数量
1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）	2
2 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）	2
3 候補者推薦届出承諾書	2
4 宣誓書	2
5 通称認定申請書	2
6 選挙人名簿登録証明書交付申請書	4
7 選挙人名簿登録証明書	4
8 選挙事務所設置届出書	2
9 選挙事務所異動届出書	17
10 選挙事務所（設置・異動）届出書	5
11 候補者推薦届出者代表者証明書	2
12 出納責任者選任届出書	2
13 出納責任者異動届出書	2
14 出納責任者（選任・解任）承諾書	2
15 出納責任者職務代行開始届出書	2
16 出納責任者職務代行終始届出書	2
17 個人演説会開催申出書	50
18 個人演説会開催申出の撤回申出書	10
19 開票立会人となるべき者の届出書	50
20 (開票立会人となるべきことの)承諾書	50
21 選挙立会人となるべき者の届出書	2
22 (選挙立会人となるべきことの) 承諾書	2
23 政見放送申込書	6
24 候補者経歴書	6
25 選挙公報掲載申請書	2
26 選挙運動用自動車使用契約届出書	5
27 自動車燃料代確認申請書	5
28 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	5
29 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	5
30 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	5
31 請求書（選挙運動用自動車の使用）	10
32 請求内訳書（一般乗用旅客運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）	5
33 請求内訳書（一般乗用旅客運送事業者以外との運送契約により自動車を借り入れた場合）	5

34	請求内訳書（一般乗用旅客運送事業者以外との運送契約により燃料を使用した場合）	5
35	請求内訳書（一般乗用旅客運送事業者以外との運送契約により運転手を雇用した場合）	5
36	ポスター作成契約届出書	5
37	ポスター作成枚数確認申請書	5
38	ポスター作成証明書	5
39	請求書（ポスターの作成）	5
40	請求内訳書（ポスター）	5
41	ビラ作成契約届出書	5
42	ビラ作成枚数確認申請書	5
43	ビラ作成証明書	5
44	請求書（ビラの作成）	5
45	請求内訳書（ビラ）	5
46	選挙用ビラ証紙交付申請書	5
47	選挙用ビラ届出書	5
48	通常葉書作成契約届出書	5
49	通常葉書作成枚数確認申請書	5
50	通常葉書作成証明書	5
51	請求書（通常葉書の作成）	5
52	請求内訳書（通常葉書）	5
53	選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	5
54	選挙事務所用立札・看板作成枚数確認申請書	5
55	選挙事務所用立札・看板作成証明書	5
56	請求書（選挙事務所・看板の作成）	5
57	請求内訳書（選挙事務書用立札・看板）	5
58	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	5
59	自動車等取付用立札・看板作成枚数確認申請書	5
60	自動車等取付用立札・看板作成証明書	5
61	請求書（自動車等取付用立札・看板）	5
62	請求内訳書（自動車等取付用立札・看板）	5
63	個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	5
64	個人演説会場用立札・看板作成枚数確認申請書	5
65	個人演説会場用立札・看板作成証明書	5
66	請求書（個人演説会場用立札・看板作成）	5
67	請求内訳書（個人演説会場用立札・看板作成）	5
68	（報酬支給する者の）届出書 甲	10
	乙	50

69	選挙運動費用収支報告書 収入（その 1、その 2、その 3）	各々 20
	支出（その 1、その 2）	各々 40
70	収支報告書記載上の注意事項	1
71	領収書等を徴しがたい事情があった支出の明細書	各々 5
72	会計帳簿の様式（その 1、その 2）	各々 1
73	寄附金控除のための申請書	2
74	寄附金控除のための書類	5
75	候補者用通常葉書使用証明書（見本）	1
76	選挙運動用通常葉書差出票（見本）	1
77	新聞広告掲載証明書（見本）	1
78	新聞広告掲載承諾通知書（見本）	1
79	公職の候補者旅客運賃後払証（見本）	1
80	選挙用ビラ証紙交付票（見本）	1
81	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙候補者の手引	1
82	出納責任者の手引	1
83	各種契約書の書式例	1
84	候補者届出等記載例	1

(30) 参議院通常選挙政党等交付資料一覧表

品 目	数 量
(1) 推薦団体確認申請書	5
(2) 推薦団体の推薦候補者とされることの同意書	5
(3) 推薦団体確認書（見本）	1
(4) 推薦団体の掲示するポスターの検印票	5
(5) 開票立会人となるべき者の届出書	50
(6) （開票立会人となるべき者の）承諾書	50
(7) 選挙立会人となるべき者の届出書	2
(8) （選挙立会人となるべき者の）承諾書	2
(9) 選挙事務所設置届（参議院名簿届出政党等用）	6
(10) 選挙事務所異動届（ " ）	6
(11) 選挙事務所設置届（候補者用）	6
(12) 選挙事務所異動届（ " ）	6
(13) 個人演説会開催申出書	20
(14) 個人演説会開催申出の撤回申出書	20

(31)参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公営の単価等について（通知）

事務連絡

平成13年6月8日

各立候補予定者 様

鳥取県選挙管理委員会事務局

近く執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公営の単価等並びに投票所及びポスター掲示場数については、別紙のとおりとなる予定ですのでお知らせします。

別紙 第19回参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公営の単価一覧表

種 類		限 度 額	備 考
自動車	一般運送 契約業者	1日64,500円 (期間中64,500円×17日=1,096,500円)	・1日1台に限る。 ・一般乗用旅客運送事業者との運送契約による場合 (自動車、燃料及び運転手込みの契約)
	自動車 借入れ	1日15,300円 (期間中15,300円×17日=260,100円)	・1日1台に限る。 ・一般運送契約以外の自動車借入れ契約の場合
	燃 料	期間中124,950円 (7,350円×17日=124,950円)	
	運転手	1日12,500円 (期間中12,500円×17日=212,500円)	・1日1人に限る。 ・選挙運動用自動車の運転業務に従事した日に限る。
ポスター		限度枚数(6,510枚)作成する場合の例 単価(1枚あたり限度額)194円 総額 194円×(3,255×2) =1,262,940円	(ア) 単価 $\frac{301,875円+255,240円+26円73銭 \times (3,255-500)}{3,255}$ $=193円78銭$ $=194円(1円未満の端数は1円とする。)$ (イ) 6,510枚が限度 ポスター掲示場数の2倍(3,255×2=6,510枚) (ウ) 5号ポスターと個人演説会告知用ポスターを別 々に作成したときは、これらを合わせた枚数
ビラ	50,000枚 以下	単価(1枚あたり限度額)7円30銭	
	50,000枚 を超える 場合	限度枚数(115,000枚)作成する場合の例 単価(1枚あたり限度額)5円94銭 総額 5円94銭×115,000枚 =683,100円	(ア) 単価(作成枚数で異なる) $(365,000円+4円88銭 \times (115,000-50,000)) \div 115,000$ $=5円93.22銭$ $=5円94銭(1銭未満の端数は1銭とする。)$ (イ) 枚数は115,000枚が限度 (ウ) ビラは2種類以内

種 類		限 度 額	備 考
通 常 葉 書	35,000枚 以下	単価(1枚あたり限度額) 7円50銭	
	35,000枚 を超える 場合	限度枚数(37,500枚)作成する場合の例 単価(1枚あたり限度額) 7円44銭 総額 7円44銭× 37,500枚 =279,000円	(ア) 単価(作成枚数で異なる) $\frac{262,500円+6円48銭 \times (37,500-35,000)}{37,500}$ =7円43.2銭 =7円44銭(1銭未満の端数は1銭とする。) (イ) 枚数は37,500枚が限度
選挙事務所用 立札・看板の類		単価(1あたり限度額) 53,388円 総額 53,388円×3 =160,164円	・立札・看板の数は3が限度
自動車取付用 立札・看板の類		単価(1あたり限度額) 50,548円 総額 50,548円×4 =202,192円	・立札・看板の数は4が限度
個人演説会場用 立札・看板の類		単価(1あたり限度額) 38,621円 総額 38,621円×5 =193,105円	・立札・看板の作数は5が限度

(注1) 供託物を没収された場合は、公営の対象となりません。

(注2) 備考欄に示す限度は公営の対象となる数であり、使用できる数と一致しないものもあります。

(注3) 金額は税込の額です。

(32) 第 19 回参議院議員通常選挙投票状況視察日程

委員 (随 行)	県庁 出発 時刻	委員乗車 場所 時刻	視察市町村名、時間、案内者等				
中村 碩男 (西村)	16:00	自宅 (八束町才 代 326) 16:30	若桜町 17:00~17:20 (第 2 投票所) 若桜町若桜 501 若桜小学校視 聴覚室	県庁 (委員室) 18:10	鳥取市 18:15~18:35 (第 2 投票所) 鳥取市東町 2 丁目 201 久松 小学校体育館	県庁 (選管事 務局) 18:35~ 18:55	自宅着 19:30
須山 修次 (松本)	13:00	自宅 (淀江町淀 江 601) 14:45	名和町 15:00~15:20 (第 9 投票所) 名和町御来屋 1012 名和町漁村セ ンタ	大山町 15:40~16:00 (第 3 投票所) 大山町末長 269-1 大山町中央公 民館	自宅着 16:20	県庁 18:00	
中井 勲 (亀井)	13:00	自宅 (赤碕町竹 内 372) 14:30	大栄町 15:00~15:20 (第 15 投票 所) 大栄町由良宿 由良宿 2 区公 民館	赤碕町 15:40~16:00 (第 9 投票所) 赤碕町笹津 安田地区公民 館	自宅着 16:30	県庁 18:00	
岩坂 紀子 (米田)	11:00	自宅 (米子市河 崎 1741- 18) 14:00	西伯町 14:30~14:50 (第 4 投票所) 西伯町法勝寺 342 西伯町中央公 民館	米子市 15:20~15:40 (第 4 投票所) 米子市東町 124 明道公民館	自宅着 16:00	県庁 18:00	

(注 1) 視察は、役場に待機している選管職員の案内により行うこと。

(注 2) 休憩は委員等と相談の上、適宜とること。